

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

新発田市における住民基本台帳に基づく過去 10 年の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 に示すとおりである。

新発田市の人口は減少傾向にあり、世帯数は増加傾向にある。

表 3.2-1 新発田市における過去 10 年の人口及び世帯数の推移

2016 年～2025 年：各年 1 月 1 日時点

公表年	人 口（人）			世帯数
	総 数	男	女	
2016 年	100,314	48,496	51,818	35,837
2017 年	99,700	48,279	51,421	36,129
2018 年	98,912	47,948	50,964	36,408
2019 年	97,997	47,563	50,434	36,581
2020 年	97,032	47,182	49,850	36,726
2021 年	96,236	46,795	49,441	37,017
2022 年	95,147	46,316	48,831	37,131
2023 年	94,098	45,868	48,230	37,281
2024 年	92,855	45,302	47,553	37,424
2025 年	91,677	44,757	46,920	37,623

出典：「住民基本台帳人口・世帯数」（総務省 HP
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html)
2026 年 4 月確認

(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

新発田市における 2020 年の産業別就業者数及び就業人口比率は、表 3.2-2 に示すとおりである。

新発田市の就業人口比率は「製造業」が最も高く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」が高い。

表 3.2-2 新発田市における 2020 年の産業別就業者数及び就業人口比率

部 門	大分類	新発田市	
		(人)	(%)
第 1 次産業	農業、林業	2,801	5.9
	うち農業	2,757	5.8
	漁業	6	0.0
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	27	0.1
	建設業	4,689	9.9
	製造業	8,964	18.9
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	277	0.6
	情報通信業	392	0.8
	運輸業、郵便業	2,497	5.3
	卸売業、小売業	6,952	14.6
	金融業、保険業	685	1.4
	不動産業、物品賃貸業	433	0.9
	学術研究、専門・技術サービス業	921	1.9
	宿泊業、飲食サービス業	2,264	4.8
	生活関連サービス業、娯楽業	1,833	3.9
	教育、学習支援業	2,197	4.6
	医療、福祉	6,309	13.3
	複合サービス事業	502	1.1
	サービス業（他に分類されないもの）	2,514	5.3
	公務（他に分類されるものを除く）	2,015	4.2
	分類不能の産業	1,261	2.7
総 数		47,539	100.0

出典：「令和 2 年国勢調査」（総務省統計局 HP <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>）2026 年 4 月確認

※ 統計表については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(b) 生産品目、生産量及び生産額

ア. 農 業

新発田市における 2023 年の農業産出額は、表 3.2-3 に示すとおりである。

農業産出額は、新発田市は「米」が最も高く、次いで「鶏」が高い。

表 3.2-3 新発田市における 2023 年の農業産出額

(単位：1,000 万円)

種 別		新発田市
耕種	米	867
	麦類	0
	雑穀	0
	豆類	6
	いも類	4
	野菜	116
	果実	10
	花き	27
	工芸農作物	3
	茶	－
	その他作物	1
	計	1,033
畜産	肉用牛	41
	乳用牛	103
	生乳	99
	豚	394
	鶏	674
	鶏卵	551
	ブロイラー	x
	その他畜産物	－
計		1,212
加工農産物		－
合計		2,245

※「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

※ 生乳は乳用牛に含まれ、鶏卵及びブロイラーは鶏に含まれる。

※ 統計表については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和 5 年 市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省 HP

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html）2026 年 4 月確認

イ. 林 業

新発田市における 2020 年の所有形態別林野面積は、表 3.2-4 に示すとおりである。

新発田市の 2020 年の所有形態別林野面積は「国有林」が最も広く、次いで「私有林」が広い。

表 3.2-4 新発田市における 2020 年の所有形態別林野面積

(単位 : ha)

区 分		新発田市
合 計		27,929
	国 有	15,940
	民 有	11,989
	独立行政法人等	218
	公 有	1,061
	私 有	10,710

出典 : 「2020 年農林業センサス」(農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/index.html>)、2026 年 4 月確認

ウ. 商 業

新発田市における 2021 年の商業の状況は、表 3.2-5 に示すとおりである。

2021 年の年間商品販売額は、184,665 百万円となっている。

表 3.2-5 新発田市における 2021 年の商業の状況

	新発田市
事業所数(事業所)	915
従業者数(人)	7,246
年間商品販売額(百万円)	184,665

出典 : 「令和 3 年経済センサス活動調査 産業別集計(卸売業・小売業)」(経済産業省 HP https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/r3result/r03_index.html)、2026 年 4 月確認

エ. 工 業

新発田市における 2023 年の工業の状況は、表 3.2-6 に示すとおりである。

2023 年の製造品出荷額等は、16,128,923 万円となっている。

表 3.2-6 新発田市における 2023 年の工業の状況

	新発田市
事業所数	160
従業者数(人)	6,769
製造品出荷額等(万円)	16,128,923

出典 : 2024 年経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ)
(経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/r02/kakuho/chiiki/index.html>)、2026 年 4 月確認

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

新発田市における地目別土地利用の状況は、表 3.2-7 に示すとおりである。

新発田市における地目別土地利用の状況（2021 年～2025 年）によれば、「雑種地その他」の面積が最も大きい。

事業実施想定区域及びその周囲の土地利用図は、図 3.2-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域内は主に「ゴルフ場」及び「森林」であり、一部が「河川及び湖沼」、「荒地」及び「その他の用地」である。

表 3.2-7 新発田市における地目別土地利用の状況（2021 年～2025 年）

（単位：ha）

	新発田市
田	9,972.6
畑	1,762.7
宅地	2,456.1
池沼	26.1
山林	6,553.1
原野	608.8
雑種地その他	31,931.6
合 計	53,311.0

※ 所定の位で四捨五入しているため、県計と市町村の積み上げ値は一致しない場合がある。

出典：「第 136 回新潟県統計年鑑 2025 県土・気象」（新潟県 HP

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokei/1196871357582.html>）、2026 年 4 月確認

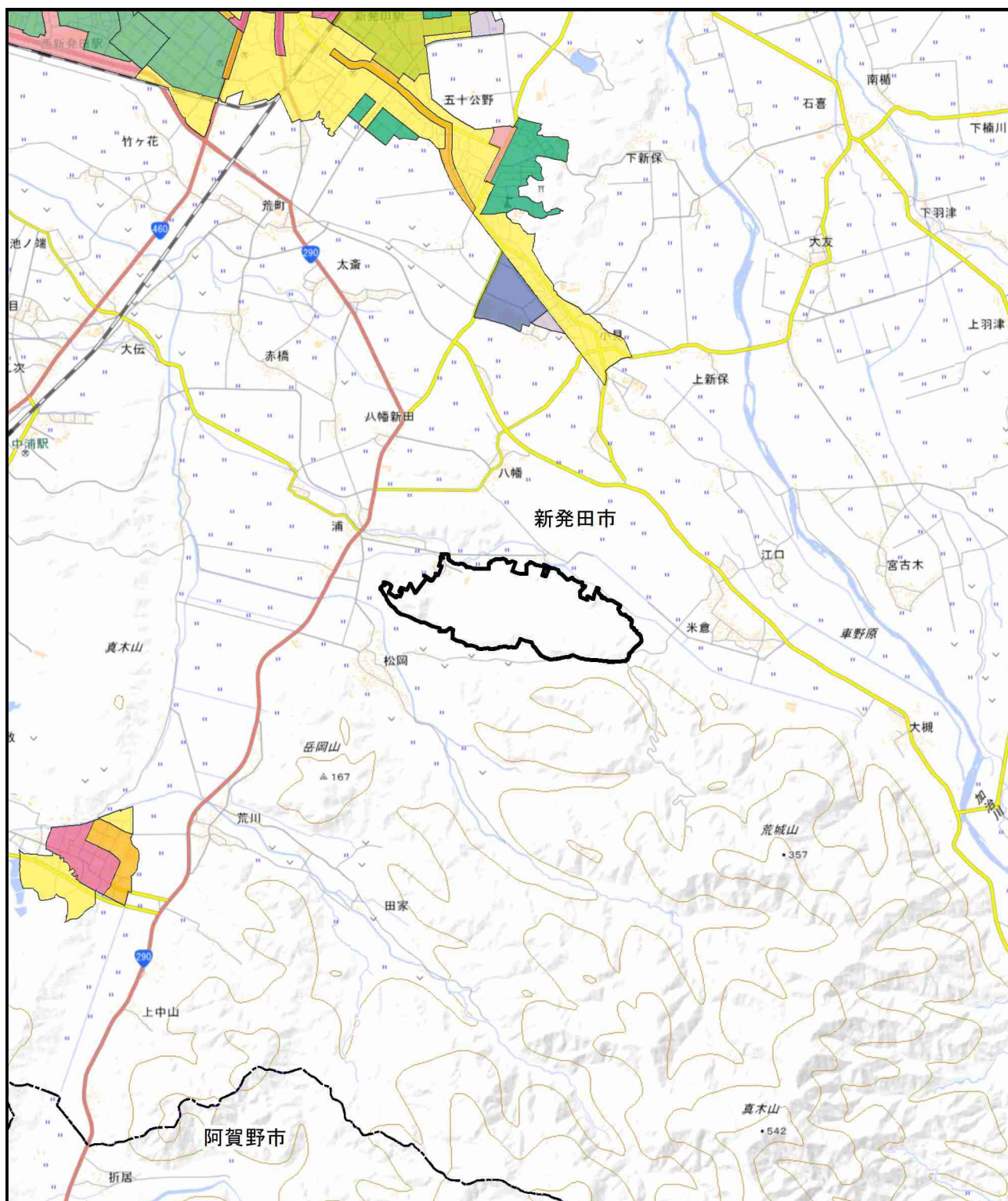
(2) 土地利用計画

(a) 都市計画法

新発田市における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域は、図 3.2-2 に示すとおりである。事業実施想定区域は用途地域の指定はされていない。新発田市中心部において指定がされている。

(b) 国土利用計画法

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号）に基づく土地利用基本計画の地域の指定状況は、図 3.2-3～図 3.2-5 に示すとおりである。事業実施想定区域は、用途地域には指定されていないが、農業地域、森林地域及び都市計画区域に指定されている。



凡例

- | | |
|---|---|
| 事業実施想定区域 | 第2種住居地域 |
| 第1種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 商業地域 |
| 第2種中高層住居専用地域 | 準工業地域 |
| 第1種住居地域 | 工業専用地域 |

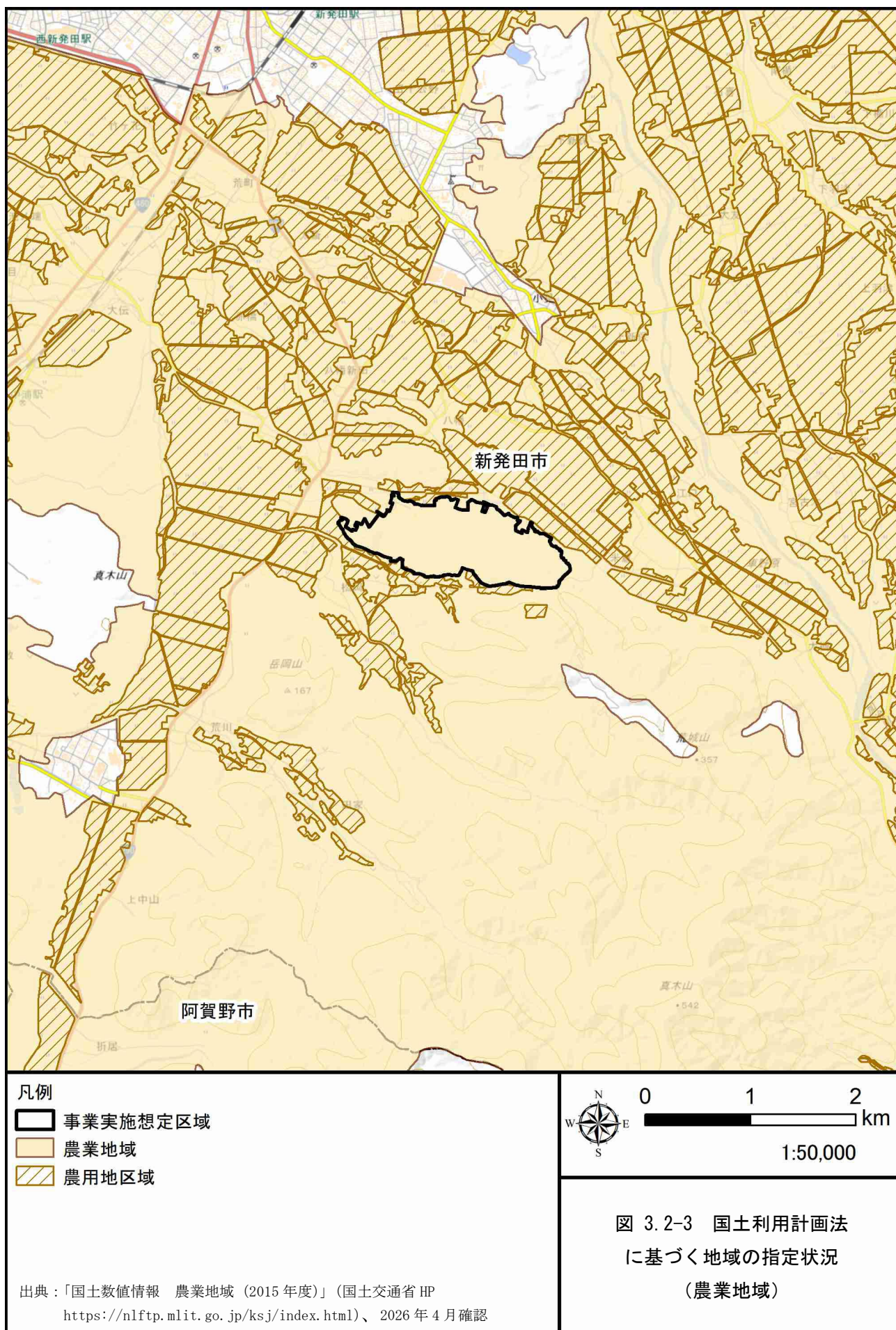


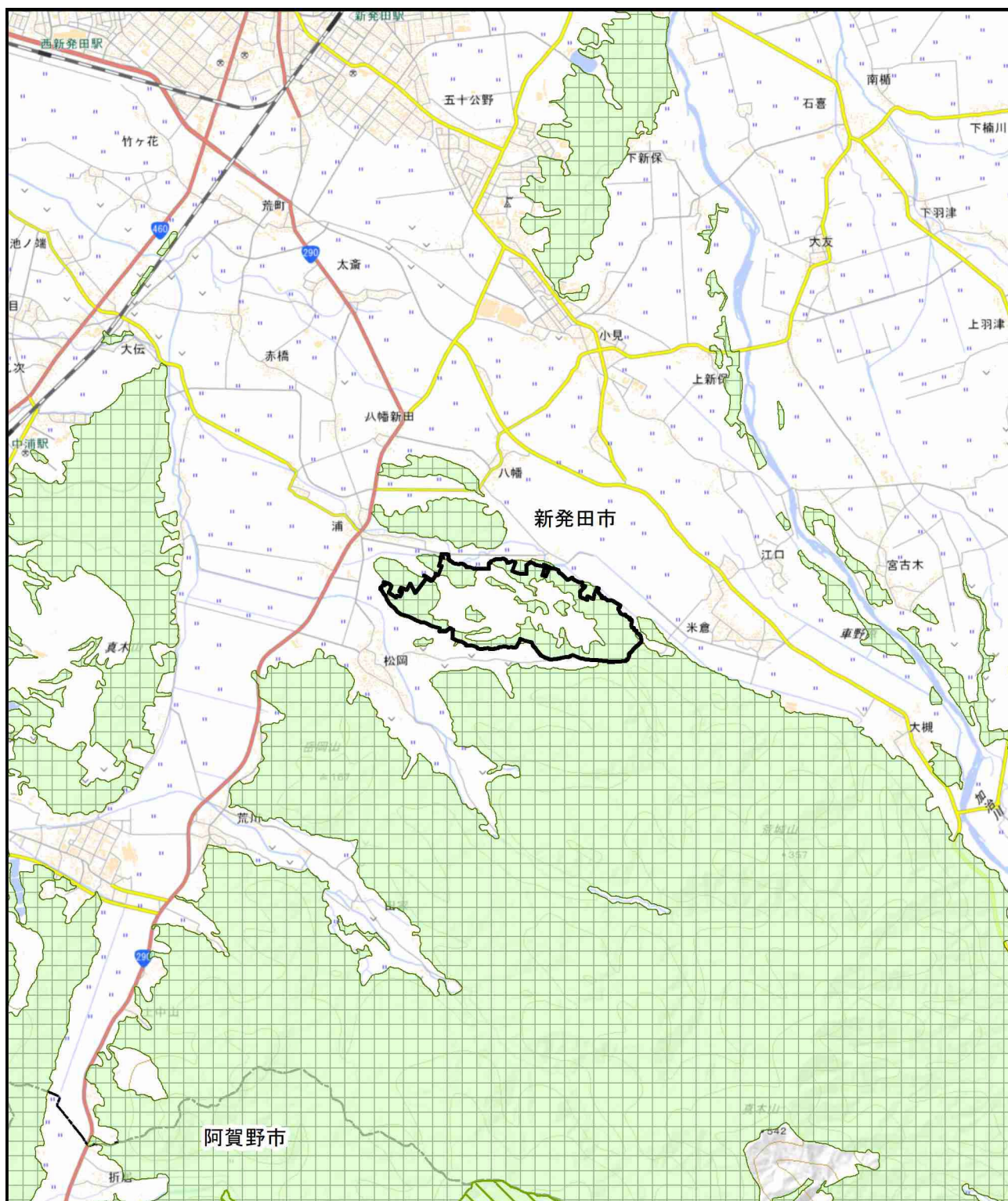
0 1 2 km

1:50,000

図 3.2-2 用途地域

出典：「都市計画決定 GIS データ (2023 年度)」(国土交通省 HP
https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000087.html)
 、2026 年 4 月確認





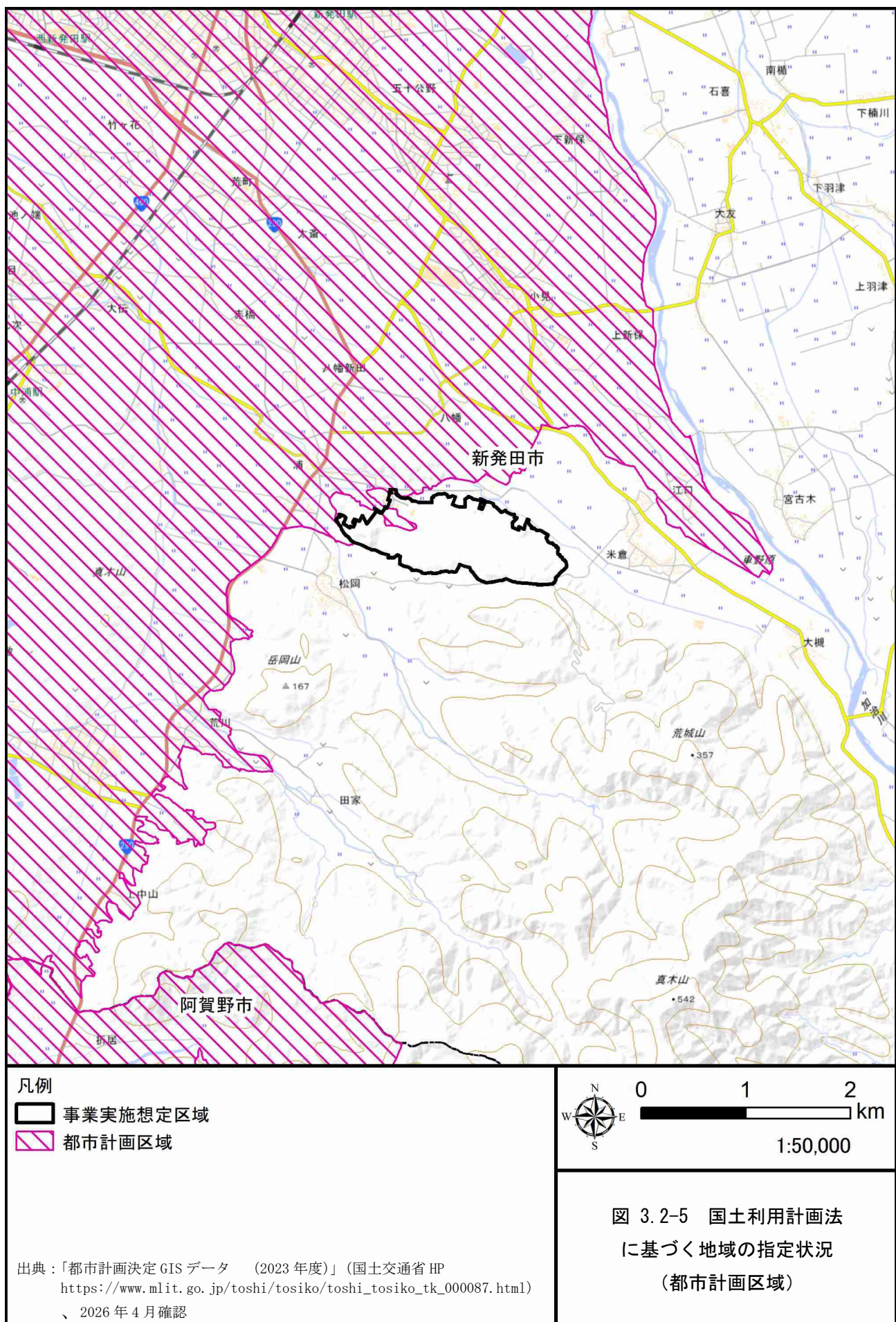
凡例

- 事業実施想定区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林

出典：「国土数値情報 森林地域（2015年度）」（国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2026年4月確認
「G空間情報センター 国有林GISデータ（2025年4月）」（G空間情報センターHP <https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/a45>）、2026年4月確認



図 3.2-4 国土利用計画法
に基づく地域の指定状況
(森林地域等)



3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

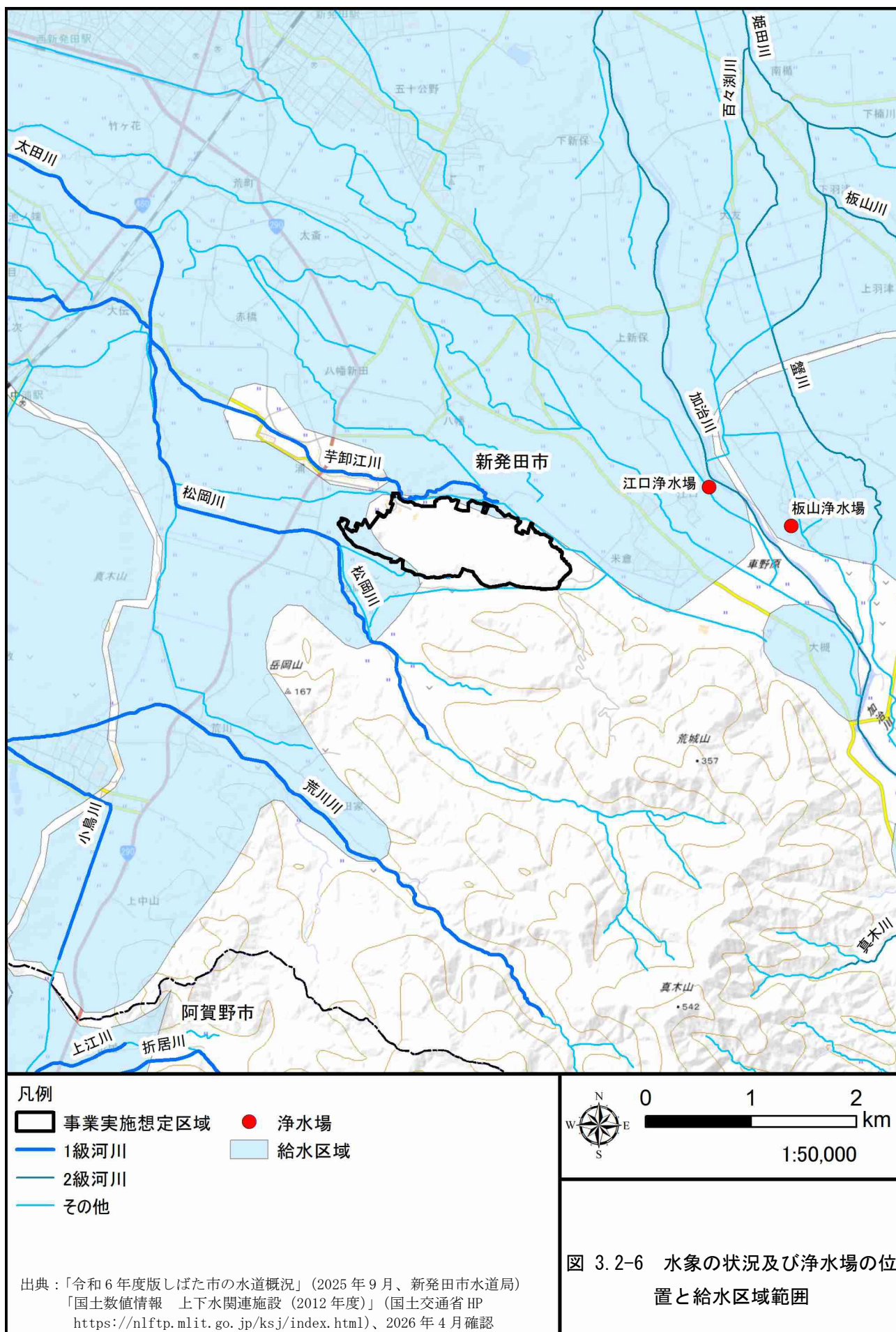
事業実施想定区域及びその周囲における水象の状況及び浄水場の位置と給水区域範囲は、図 3.2-6 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲には、主な河川として「芋卸江川」及び「松岡川」が存在する。

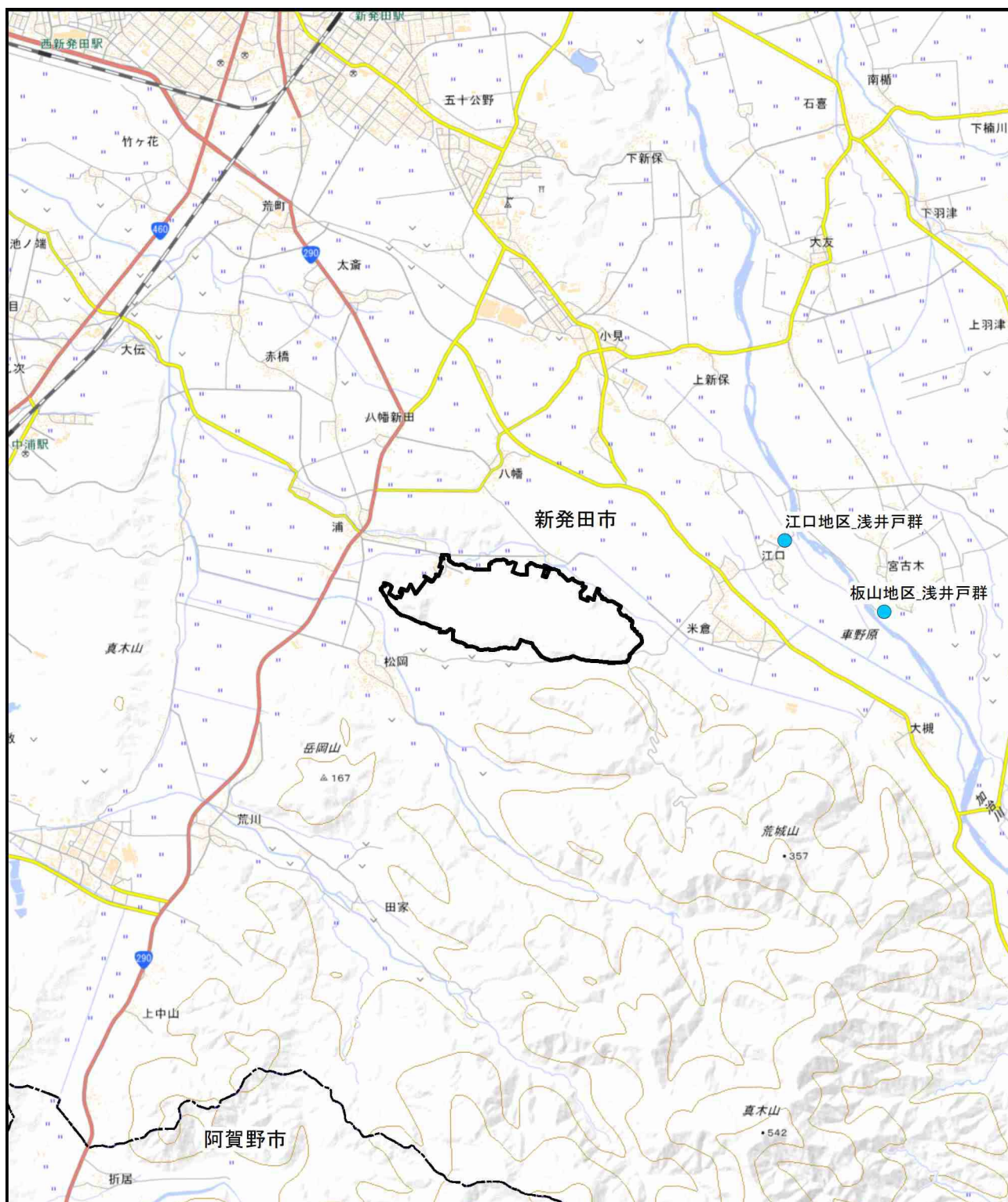
なお、事業実施想定区域及びその周囲の河川における漁業権は設定されていない。また、保護水面、さけます増殖河川にも該当しない。

(2) 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における井戸の状況は、図 3.2-7 に示すとおりである。新発田市では、水道水源として地下水が利用されている地域がある。事業実施想定区域周辺では 2 地点で飲用井戸が設置されている。また、農業用、工業用、漁業用等のその他用途での地下水の利用は、把握されていない。

出典：「しばた市の水道概況」（2025 年、新発田市）
「新発田市環境衛生課への聞き取り結果」（2026 年 4 月時点）





凡例

■ 事業実施想定区域

● 浅井戸群



0 1 2 km

1:50,000

※ 浅井戸群（江口地区）は、水質悪化のため平成 26 年 4 月から取水を停止、許可申請を取りやめた。

出典：「令和 6 年度版しばた市の水道概況」（2025 年 9 月、新発田市水道局）

図 3.2-7 井戸の状況

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

(a) 道 路

事業実施想定区域及びその周囲を通る主要な道路の交通センサス結果（2021 年度）は表 3.2-8 に、事業実施想定区域及びその周囲の主要道路の位置及び交通センサスの調査区間は図 3.2-8 に示すとおりである。事業実施想定区域の西側に一般国道 290 号が存在する。

表 3.2-8 事業実施想定区域及びその周囲を通る主要な道路の交通センサス結果（2021 年度）

（単位：台）

路線名		調査単位 区間番号	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量 ^注	
					12 時間	24 時間
一般国道	一般国道 290 号	11740	一般国道 7 号	一般国道 460 号	4907	6428
		11750	一般国道 460 号	—	—	—
		11760	—	主要地方道住吉上館線	5818	7680
		11770	主要地方道住吉上館線	主要地方道住吉上館線	4907	6428
		11780	主要地方道住吉上館線	一般県道月岡停車場月岡線	4907	6428
		11790	一般県道月岡停車場月岡線	一般国道 49 号	4907	6428
		11910	一般国道 290 号	—	4782	6312
	一般国道 460 号	13020	一般国道 7 号	一般国道 290 号	14630	19165
		13030	一般国道 290 号	一般県道豊浦笹岡線	14794	19380
		13040	一般県道豊浦笹岡線	一般県道月岡停車場月岡線	12933	16942
主要地方道	主要地方道新発田津川線	40510	一般国道 290 号	主要地方道住吉上館線	8255	10857
		40520	主要地方道住吉上館線	新発田市・阿賀町境	1624	2306
	主要地方道新発田停車場線	41070	—	一般県道綱代浜新発田線	4174	4968
	主要地方道住吉上館線	41900	一般国道 460 号	一般国道 460 号	2867	4042
		41910	一般国道 460 号	一般国道 290 号	2614	3660
		41920	一般国道 290 号	一般国道 7 号	2711	3795
一般県道	一般県道米倉板山新発田線	61230	主要地方道新発田津川線	主要地方道新発田停車場線	4035	5367
	一般県道月岡停車場月岡線	62690	—	一般国道 290 号	4392	5841
		62700	—	一般国道 290 号	4711	6219
	一般県道豊浦笹岡線	62820	一般国道 460 号	一般県道月岡停車場月岡線	5169	6875
	一般県道八幡新田島潟線	65590	一般国道 290 号	主要地方道新発田津川線	2343	3186
		65600	主要地方道新発田津川線	一般国道 7 号	2343	3186

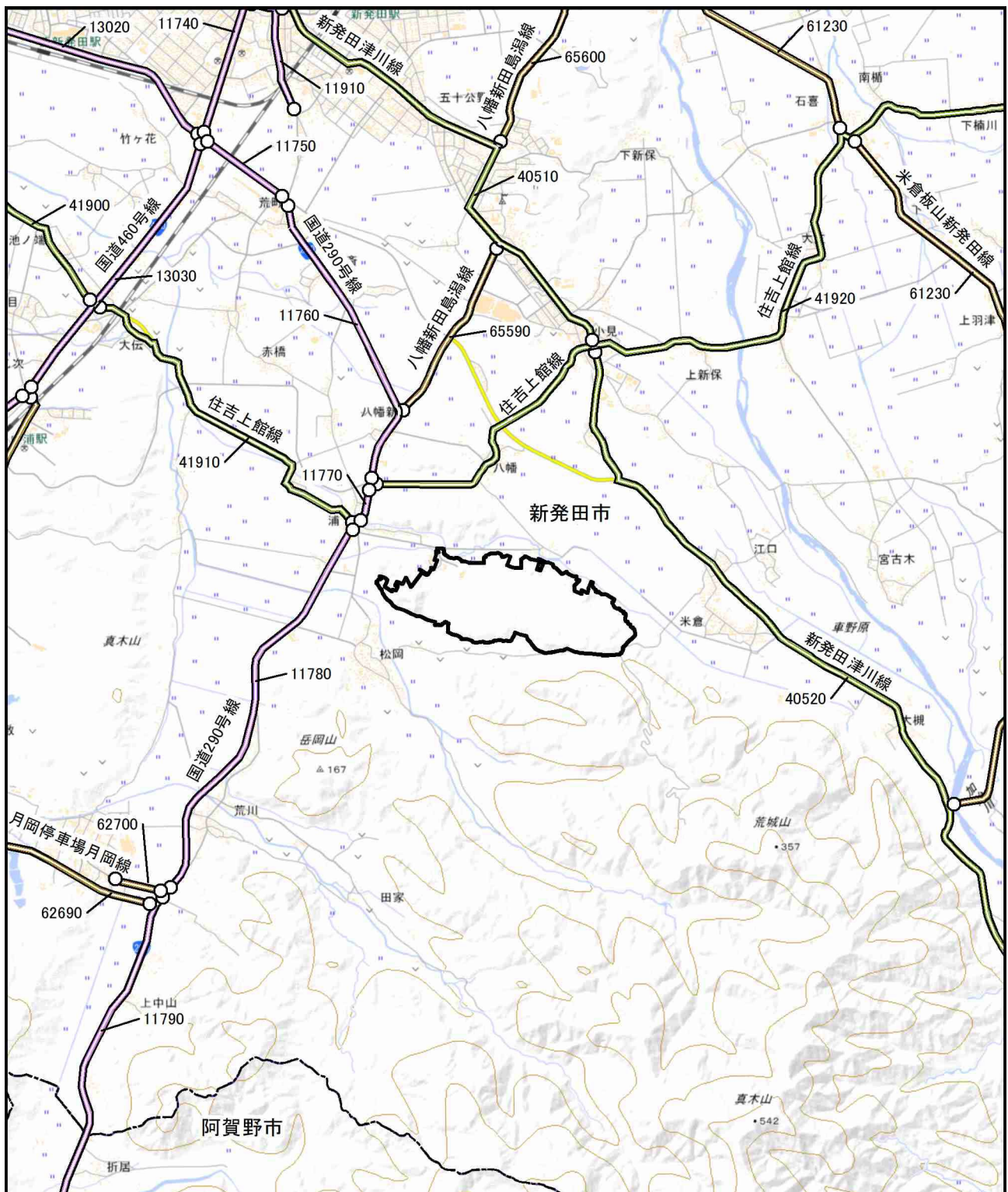
出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>）、2026 年 4 月確認

注 交通量の 12 時間とは 7 時～19 時の間の交通量を計上したものである。なお、推定値は斜体で示した。

(b) 鉄 道

事業実施想定区域及びその周囲の鉄道の位置は、図 3.2-9 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲では、旅客鉄道（JR 東日本）白新線（新潟～新発田）及び羽越本線（新津～府屋）が存在する。



凡例

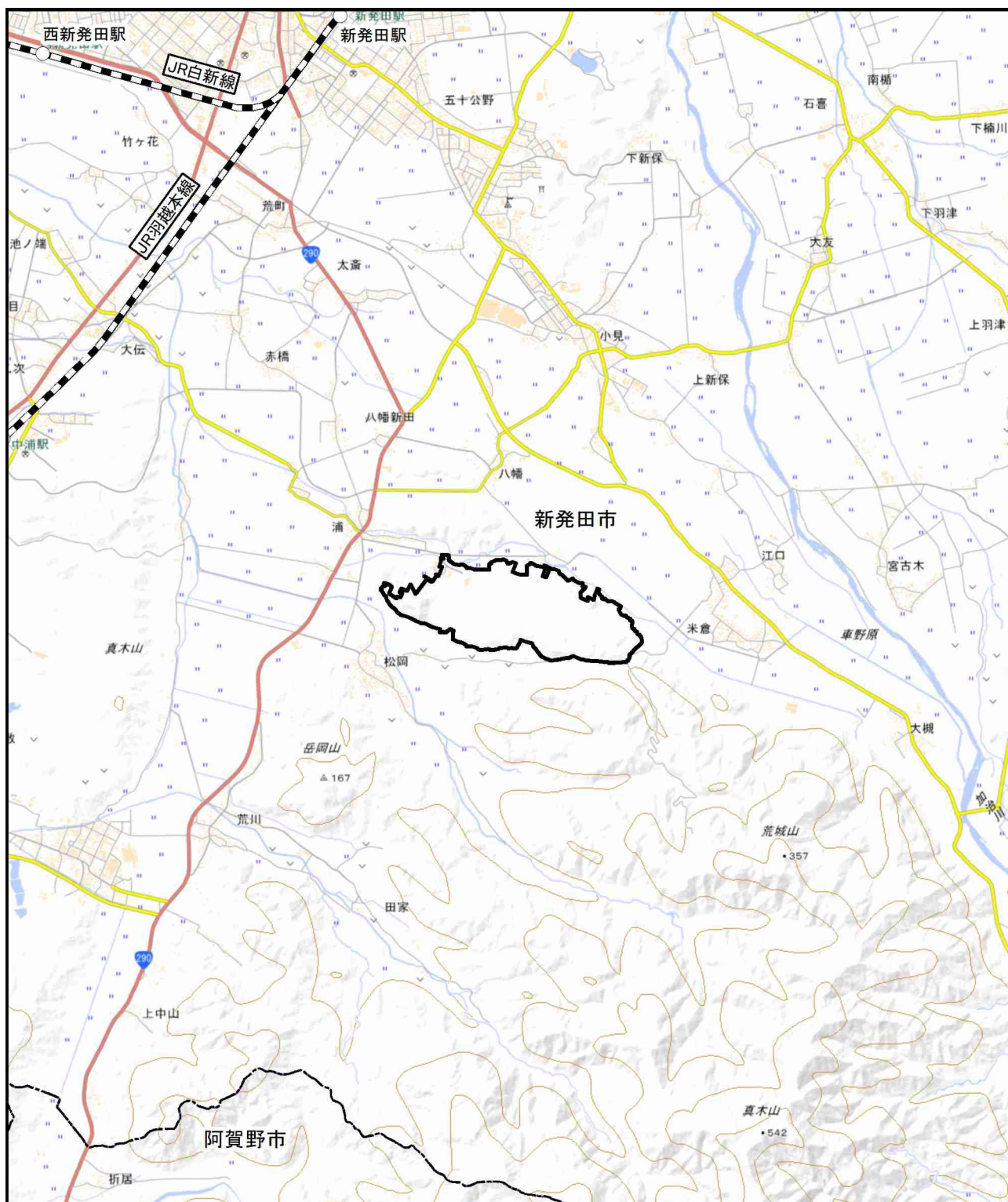
- 事業実施想定区域
- 一般国道
- 主要地方道(都道府県道)
- 一般都道府県道
- 交通センサス調査区間



0 1 2 km
1:50,000

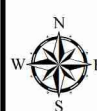
図 3.2-8 交通センサスの調査区間

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)、2026年4月確認



凡例

- 事業実施想定区域
- 鉄道
- 駅



0 1 2 km

1:50,000

図 3.2-9 鉄道の位置

出典：「新潟県の交通政策総合情報(交通政策局)」(新潟県 HP
<https://www.pref.niigata.lg.jp/life/5/22/>)、2026 年 4 月確認

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」と言う。）の所在地は表 3.2-9 に、配置の状況は図 3.2-10 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、北に約 1,800m の位置に「天ノ原保育園」が存在する。

表 3.2-9 配慮が特に必要な施設の所在地

分類	施設名	所在地	太陽電池設置想定範囲からの距離(m)
保育園	天ノ原保育園	下内竹 769-1	1,800

出典：新発田市地図情報サービス（新発田市役所 HP <http://gisshibatamap.geogeo.jp/>）、2026 年 4 月確認

(2) 住宅の配置の概況

事業実施想定区域の周囲における住宅の配置の概況は、図 3.2-11 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲には、複数の住宅等が位置している。

3.2.6 下水道の整備状況

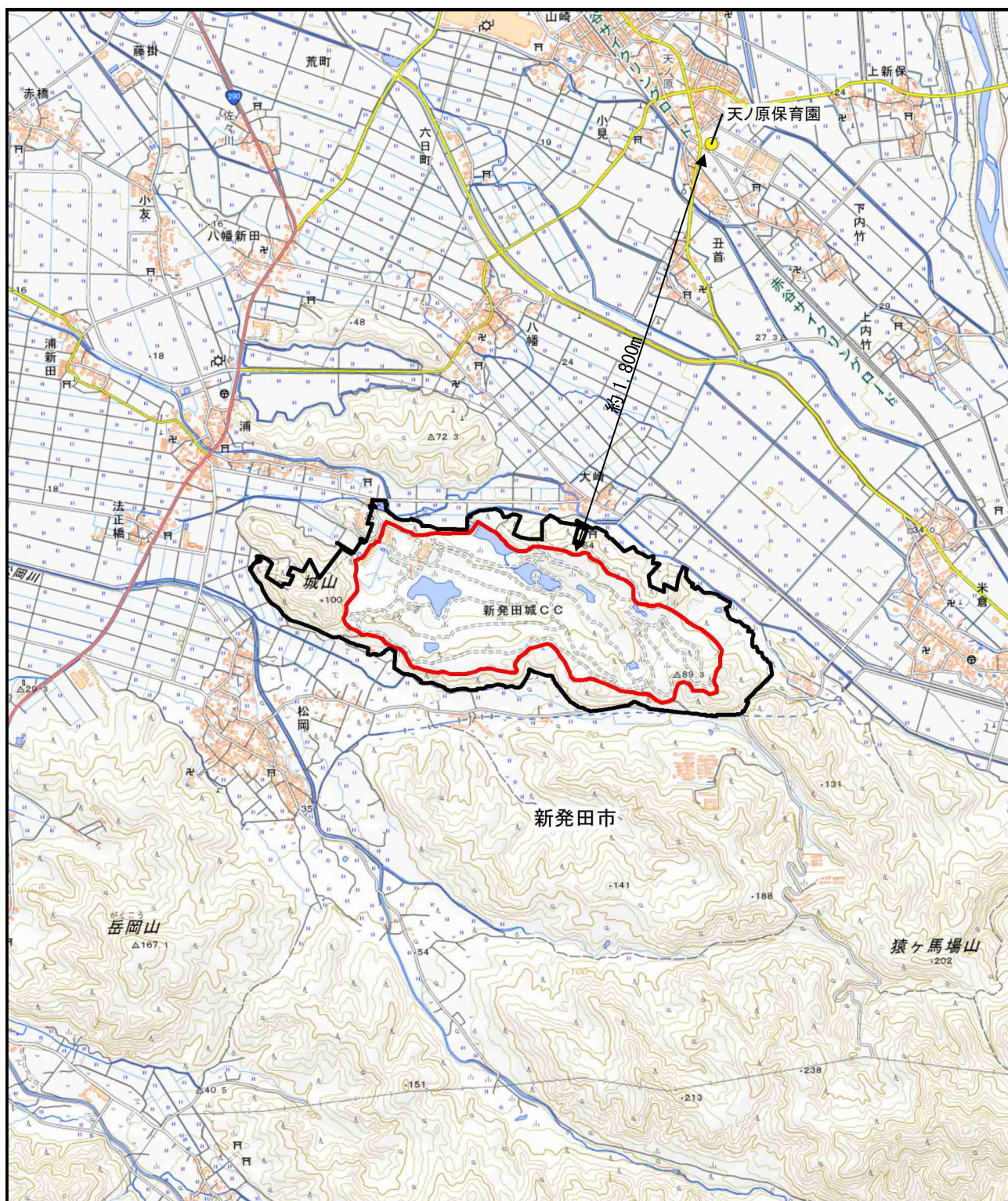
新発田市における下水道処理人口普及率は、表 3.2-10 に示すとおりである。

新発田市における下水道処理人口普及率は 72.5%となっている。

表 3.2-10 下水道処理人口普及率（2024 年度末）

市名	行政人口（人）	下水道処理人口（人）	下水道処理人口普及率（%）
新発田市	91,157	66,046	72.5

「詳細版 新潟県の環境＜現状と対策＞令和 7 年版」（2025 年、新潟県）



凡例

- 事業実施想定区域
- 太陽電池設置想定範囲
- 保育園

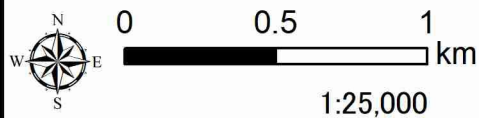
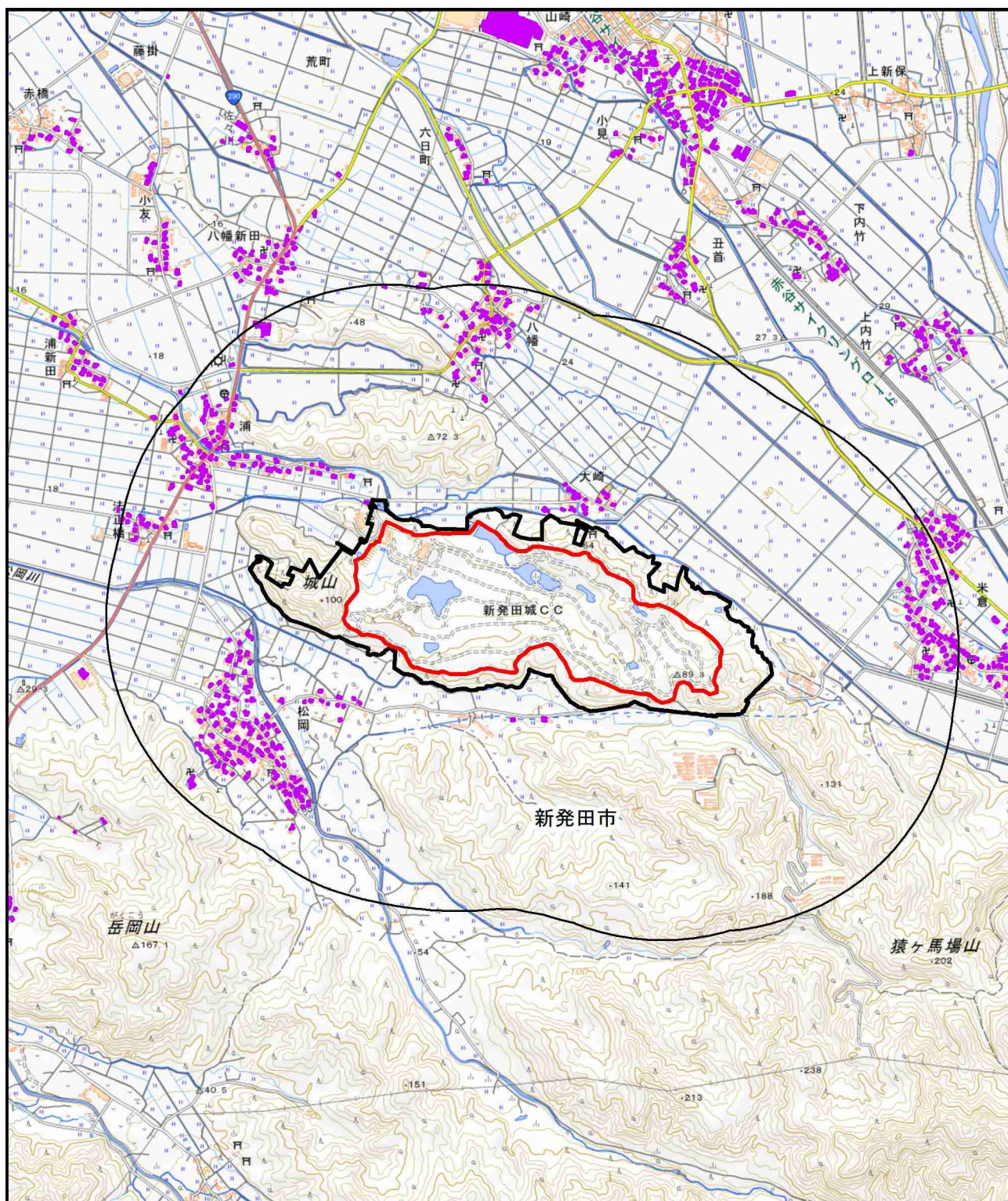


図 3.2-10 配慮が特に必要な施設の配置の状況

出典：表 3.2-9 に示すとおりである。



凡例

- 事業実施想定区域
- 太陽電池設置想定範囲
- 太陽電池設置想定範囲から1,000mの範囲
- 住宅等

出典：「基盤地図情報」（国土地理院 HP

<https://service.gsi.go.jp/kiban/app/>）、2026 年 4 月確認

注 出典の「建築物」データを基に建物の位置を把握した。その中で、太陽電池設置想定範囲から 1,000m の範囲については、デジタウン地図により居住の可能性のある住宅等を抽出した。

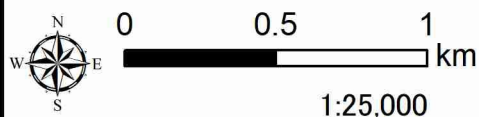


図 3.2-11 住宅の配置の概況

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

(a) 環境基準

ア. 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき全国一律に定められている。

大気汚染物質に係る環境基準は表 3.2-11 に、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準は表 3.2-12 に、微小粒子状物質に係る環境基準は表 3.2-13 に示すとおりである。

本事業において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に規定する施設及び作業に該当するものはない。

表 3.2-11 大気汚染物質に係る環境基準

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質 ^{注1}	光化学オキシダント ^{注2}	二酸化窒 ^{注3}
環 境 上 の条件	1 時間値の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下で あり、かつ、1 時 間 値 が 0.1ppm 以下で あること。	1 時間値の 1 日平 均値が 10ppm 以下 であり、かつ、1 時間値の 8 時間平 均値が 20ppm 以下 であること。	1 時間値の 1 日平 均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、か つ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下で あること。	オゾンとして、8 時間 値が 0.07ppm 以下であ り、かつ、日最高 8 時 間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であるこ と。	1 時間値の 1 日平 均値が 0.04ppm から 0.06ppm ま でのゾーン内又 はそれ以下であ ること。

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 1 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

表 3.2-12 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上 の条件	1 年 平 均 値 が 0.003mg/m ³ 以下である こと。	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以 下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

※※ ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

表 3.2-13 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	微小粒子状物質 ^注
環境上 の条件	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

イ. 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

新発田市では、騒音に係る環境基準に関して表 3.2-14～表 3.2-16 に示す類型指定を行っている。騒音に係る環境基準の類型指定地域は、図 3.2-12 に示すとおりである。

事業実施想定区域は騒音に係る環境基準の類型指定地域に該当しない。

表 3.2-14 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
AA ^{注1}	50dB 以下	40dB 以下
A ^{注2}	55dB 以下	45dB 以下
B ^{注3}		
C ^{注4}	60dB 以下	50dB 以下

注1 「AA」を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2 「A」を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3 「B」を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4 「C」を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

※ ただし、表 3.2-15 に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず表 3.2-15 の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 3.2-15 自動車交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※※ 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2-16 に掲げる基準値を適用する。

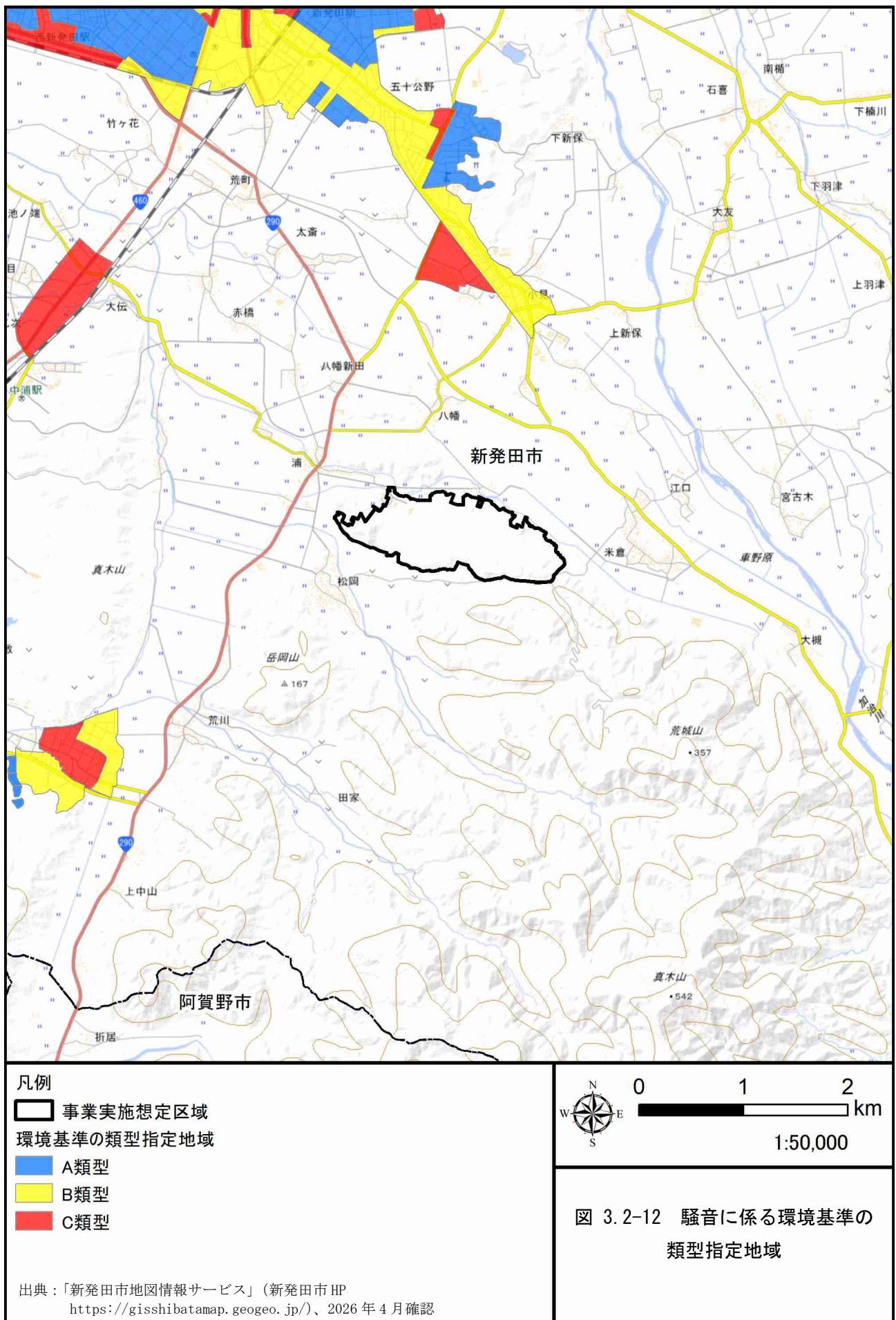
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 3.2-16 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基 準 値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下

※ 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては、40dB 以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）



ウ. 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2-17 に、生活環境の保全に関する環境基準は表 3.2-18(1) 及び(2)に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における水域類型の指定状況は、図 3.2-13 に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲において、加治川下流が河川 A 類型に、福島潟が河川 B 類型に、新発田川が河川 C 類型に指定されている。

表 3.2-17 水質に係る人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-18(1) 水質に係る生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河 川

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（$0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番号の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。） 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。） 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。） 4 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。 6 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。） 7 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備 考 1 基準値は、年平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.2-18(2) 水質に係る生活環境の保全に関する環境基準

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1 mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級・水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5 mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15 mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-
備考 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

ウ

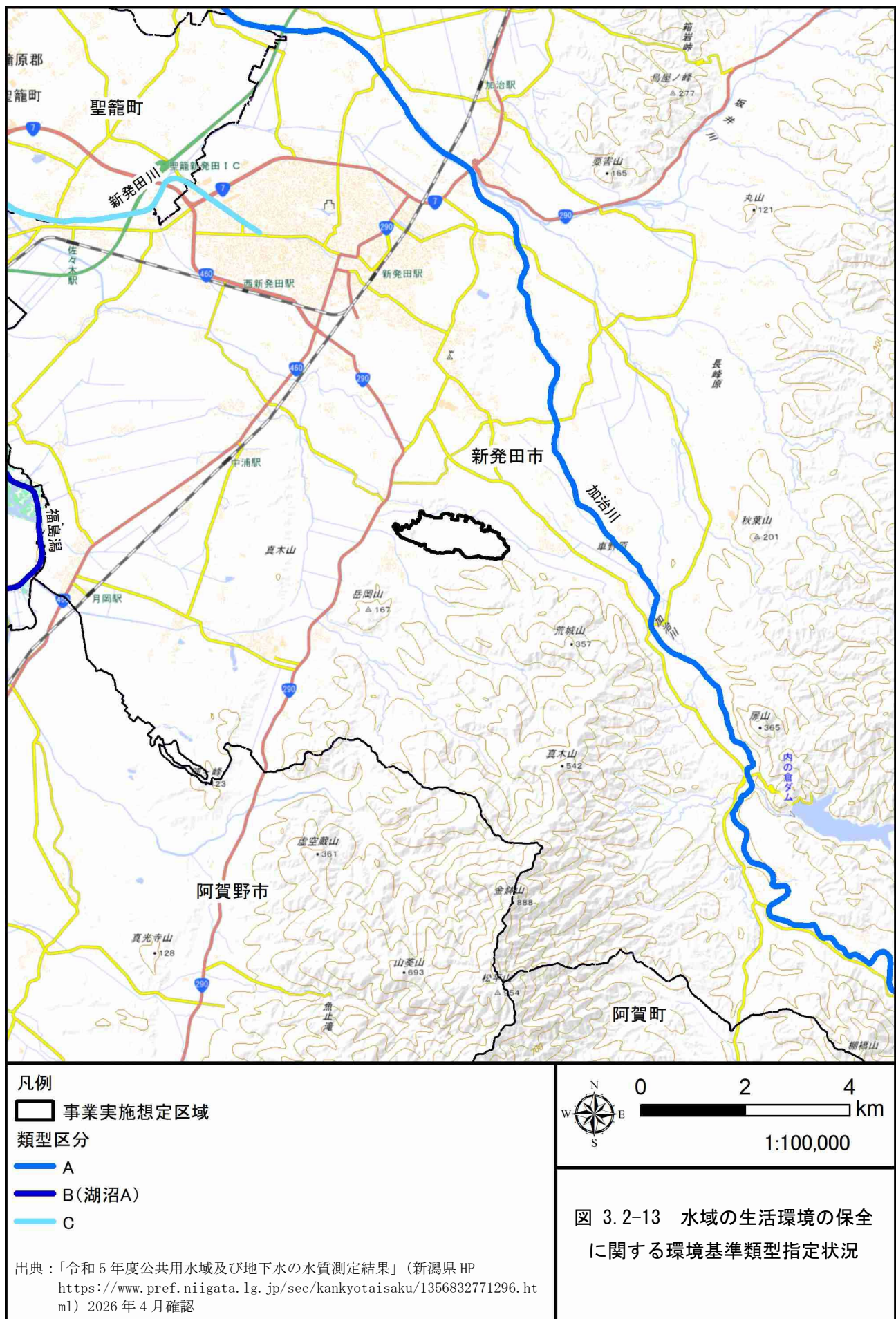
類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備 考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）



エ. 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-19 に示すとおりである。

表 3.2-19 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

オ. 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき全国一律に定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-20 に示すとおりである。

表 3.2-20 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備 考	
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

カ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき全国一律に定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2-21 に示すとおりである。

表 3.2-21 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備 考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

(b) 規制基準等

ア. 大気汚染

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）に基づき以下の式により算出したいおう酸化物の量とされている。この式において地域ごとに定められている K 値は、新発田市では 17.5¹となっている。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q : いおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K : 大気汚染防止法第三条第二項第一号で定める地域ごとの値

H e : 規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

¹「新発田市」は、「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年政令第 329 号）の別表第三の区域において「一〇〇 前各号に掲げる区域以外の地域」に該当し、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）の別表第一において「令別表第三第一〇〇号に掲げる区域」となることから、K 値は「17.5」となる。

イ. 騒 音

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に係る騒音の規制基準が定められている。

新潟県の特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3.2-22 に、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表 3.2-23 に、自動車騒音の要請限度は表 3.2-24 に示すとおりである。

新発田市では、「特定工場等に係る騒音」、「特定建設作業に係る騒音」及び「自動車騒音の要請限度」について、規制地域が指定されている。

事業実施想定区域及びその周囲における騒音規制区域は、図 3.2-14 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲には、騒音規制の第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の指定がある。

表 3.2-22 特定工場等に係る騒音の規制基準（新潟県）

時間区分 区域の区分	朝(6:00～8:00) 夕(18:00～21:00)	昼間 (8:00～18:00)	夜間 (21:00～6:00)
第1種区域	40 デシベル	50 デシベル	40 デシベル
第2種区域	50 デシベル	55 デシベル	45 デシベル

時間区分 区域の区分	朝(6:00～8:00) 夕(20:00～22:00)	昼間 (8:00～20:00)	夜間 (22:00～6:00)
第3種区域	60 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備 考

- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域(以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。)にあつては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域(騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。)にあつては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。
 - 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 昼間、朝・夕及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間をいう。
 - 昼間 第1種区域及び第2種区域にあつては午前8時から午後6時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午前8時から午後8時まで
 - 朝 午前6時から午前8時まで
 - 夕 第1種区域及び第2種区域にあつては午後6時から午後9時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午後8時から午後10時まで
 - 夜間 第1種区域及び第2種区域にあつては午後9時から翌日の午前6時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午後10時から翌日の午前6時まで
- デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 騒音の測定の方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
 - 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省、農林省、通商産業省・運輸省告示1号）
「新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和47年新潟県規則第44号）

表 3.2-23 特定建設作業に係る騒音の規制基準（新潟県）

規制内容	区域の区分	規制基準
敷地境界基準値	両区域	85 デシベル（敷地境界）
作業禁止時刻	1 号区域	19 時～7 時
	2 号区域	22 時～6 時
1 日当たりの作業時間	1 号区域	10 時間／日を超えないこと
	2 号区域	14 時間／日を超えないこと
作業時間	両区域	連続 6 日を超えないこと
作業禁止日	両区域	日曜日その他休日

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号）

「新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和 47 年新潟県規則第 44 号）

※ 1 号区域：騒音規制法の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域

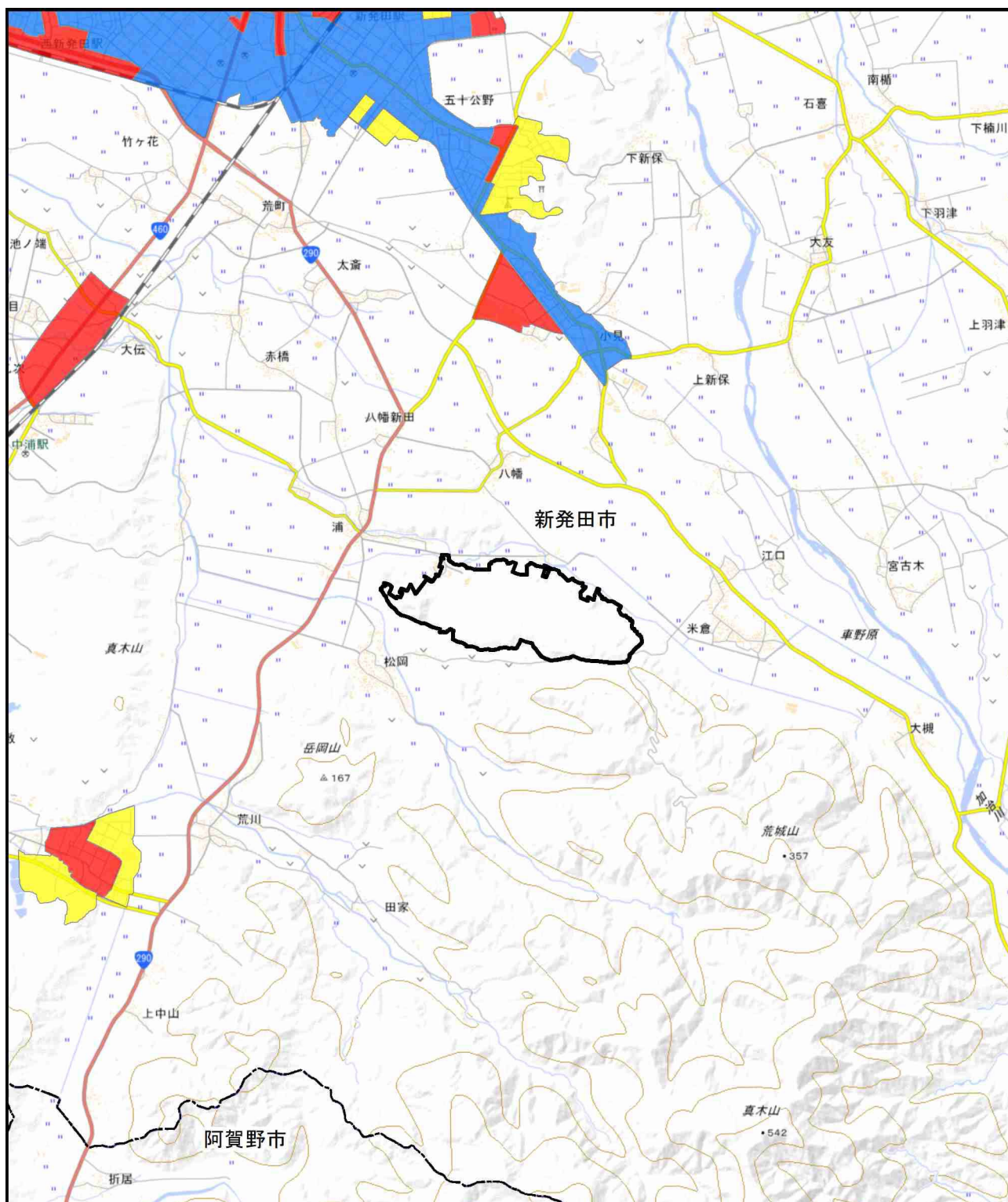
2 号区域：規制区域のうち、1 号区域以外の地域

表 3.2-24 自動車騒音の要請限度

区域の区分 ^注	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）

注 「区域の区分」は、「a 区域：専ら住居の用に供される区域」、「b 区域：主として住居の用に供される区域」、「c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域」とされており、都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。



凡例

事業実施想定区域

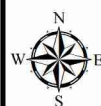
騒音規制区域

第1種区域

第2種区域

第3種区域

出典：新発田市地図情報サービス（新発田市 HP
<https://www.city.shibata.lg.jp/machidukuri/joho/chiri/index.html>
 ） 2026 年 4 月確認



0 1 2 km

1:50,000

図 3.2-14 騒音規制区域

ウ. 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場に係る振動の規制基準、特定建設作業に係る振動に関する規制基準及び自動車交通振動の要請限度が定められている。

新潟県の特定工場等に係る振動の規制基準は表 3.2-25 に、特定建設作業に係る振動の規制基準は表 3.2-26 に、道路交通振動の要請限度は表 3.2-27 に示すとおりである。

新発田市では、「特定工場等に係る振動」、「特定建設作業に係る振動」及び「道路交通振動の要請限度」について、規制地域が指定されている。

事業実施想定区域及びその周囲における振動規制区域は、図 3.2-15 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲には、振動規制の第 1 種区域及び第 2 種区域の指定がある。

表 3.2-25 特定工場等に係る振動の規制基準（新潟県）

時間区分 区域の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル

時間区分 区域の区分	昼間 (8:00～20:00)	夜間 (20:00～8:00)
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

出典：「新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和 47 年新潟県規則第 44 号）

表 3.2-26 特定建設作業に係る振動の規制基準（新潟県）

規制内容	区域の区分	規制基準
敷地境界基準値	両区域	75 デシベル（敷地境界）
作業禁止時刻	1 号区域	19 時～7 時
	2 号区域	22 時～6 時
1 日当たりの作業時間	1 号区域	10 時間／日を超えないこと
	2 号区域	14 時間／日を超えないこと
作業時間	両区域	連続 6 日を超えないこと
作業禁止日	両区域	日曜日その他休日

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

※ 1 号区域：振動規制法の第 1 種区域、第 2 種区域のうち工業地域以外の地域、第 2 種区域の工業地域のうち、学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の地域

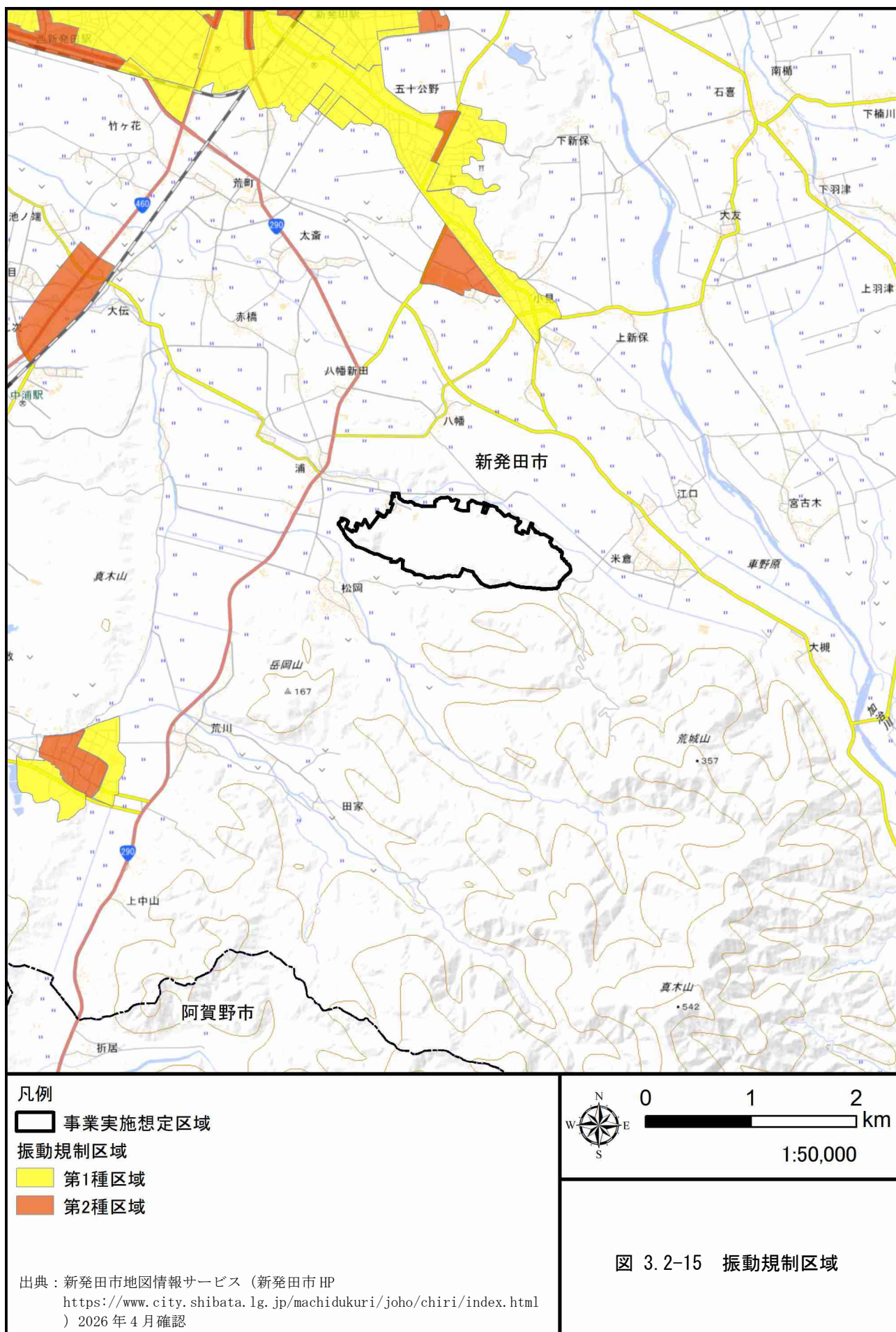
2 号区域：規制地域の内、1 号区域以外の地域

表 3.2-27 道路交通振動の要請限度

区域の区分 ^注	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

注 「区域の区分」は、「第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域」、「第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域」とされており、都道府県知事が定めた区域をいう。



エ. 水質汚濁

工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき全国一律の排水基準が定められている。

排水基準における有害物質の許容限度及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件は表 3.2-28 に、排水基準におけるその他（有害物質以外）の許容限度は表 3.2-29 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、水質汚濁防止法の排出基準や条例の上乗せ排出基準が適用される河川はない。なお、本事業においてはこれらが適用される特定事業場は設置しない。

表 3.2-28 排水基準における有害物質の許容限度及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

有害物質の種類		排水基準における 許容限度	特定地下浸透水の有害物質による 汚染状態（有害物質を含むものとの 要件） ^{注1}
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.03mg/L	カドミウム 0.001mg/L
シアン化合物		シアン 1mg/L	シアン 0.1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。）		1mg/L	0.1mg/L
鉛及びその化合物		鉛 0.1mg/L	鉛 0.005mg/L
六価クロム化合物		六価クロム 0.2mg/L	六価クロム 0.04mg/L
砒素及びその化合物 ^{注2}		砒素 0.1mg/L	砒素 0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀 0.005mg/L	水銀 0.0005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。	アルキル水銀 0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L	0.0005mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L	0.002mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L	0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L	0.0002mg/L
チウラム		0.06mg/L	0.0006mg/L
シマジン		0.03mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L	0.002mg/L
ベンゼン		0.1mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物		セレン 0.1mg/L	セレン 0.002mg/L
ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出	ほう素 10mg/L	ほう素 0.2mg/L
	海域に排出	ほう素 230mg/L	
ふっ素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出	ふっ素 8mg/L	ふっ素 0.2mg/L
	海域に排出	ふっ素 15mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物		アンモニア性窒素に 0.4 を乗 じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100mg/L	アンモニア性窒素 0.7mg/L
亜硝酸化合物			亜硝酸性窒素 0.2mg/L
硝酸化合物			硝酸性窒素 0.2mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L	－

※ 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注1 「特定地下浸透水の有害物質による汚染状態（有害物質を含むものとしての要件）」については、本表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合に「当該有害物質が検出された」と見做す。

注2 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示 39 号）

表 3.2-29 排水基準におけるその他（有害物質以外）の許容限度

項 目		許容限度
水素イオン濃度 (pH) 注1,2	海域以外の公共用水域に排出	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD) 注3		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L
	動植物油脂類含有量	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量 注2		3mg/L
亜鉛含有量 注2		2mg/L
溶解性鉄含有量 注1,2		10mg/L
溶解性マンガン含有量 注2		10mg/L
クロム含有量 注2		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/mL
窒素含有量 注4		120mg/L (日間平均 60mg/L)
磷含有量 注5		16mg/L (日間平均 8mg/L)

※ 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※ この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注1 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

注2 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注5 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

オ. 土壌汚染

土壌汚染の規制に関しては、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づき、土壌汚染に関する規制基準が定められている。

土壌の特定有害物質による汚染状態について環境省令で定める基準は、表 3.2-30 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域内には、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」はない。

表 3.2-30 土壌の特定有害物質による汚染状態について環境省令で定める基準

特定有害物質の種類	要 件	
	土壌溶出量基準	土壌含有量基準 ^注
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003mg/L 以下	カドミウム 45mg/kg 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	—
シマジン	0.003mg/L 以下	—
シアン化合物	シアンが検出されないこと。	遊離シアン 50mg/kg 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	—
有機りん化合物	検出されないこと。	—

注 「土壌に含まれる特定有害物質の量」は、土壌 1kg に含まれる特定有害物質の量を要件とする。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

(2) 自然関係法令等

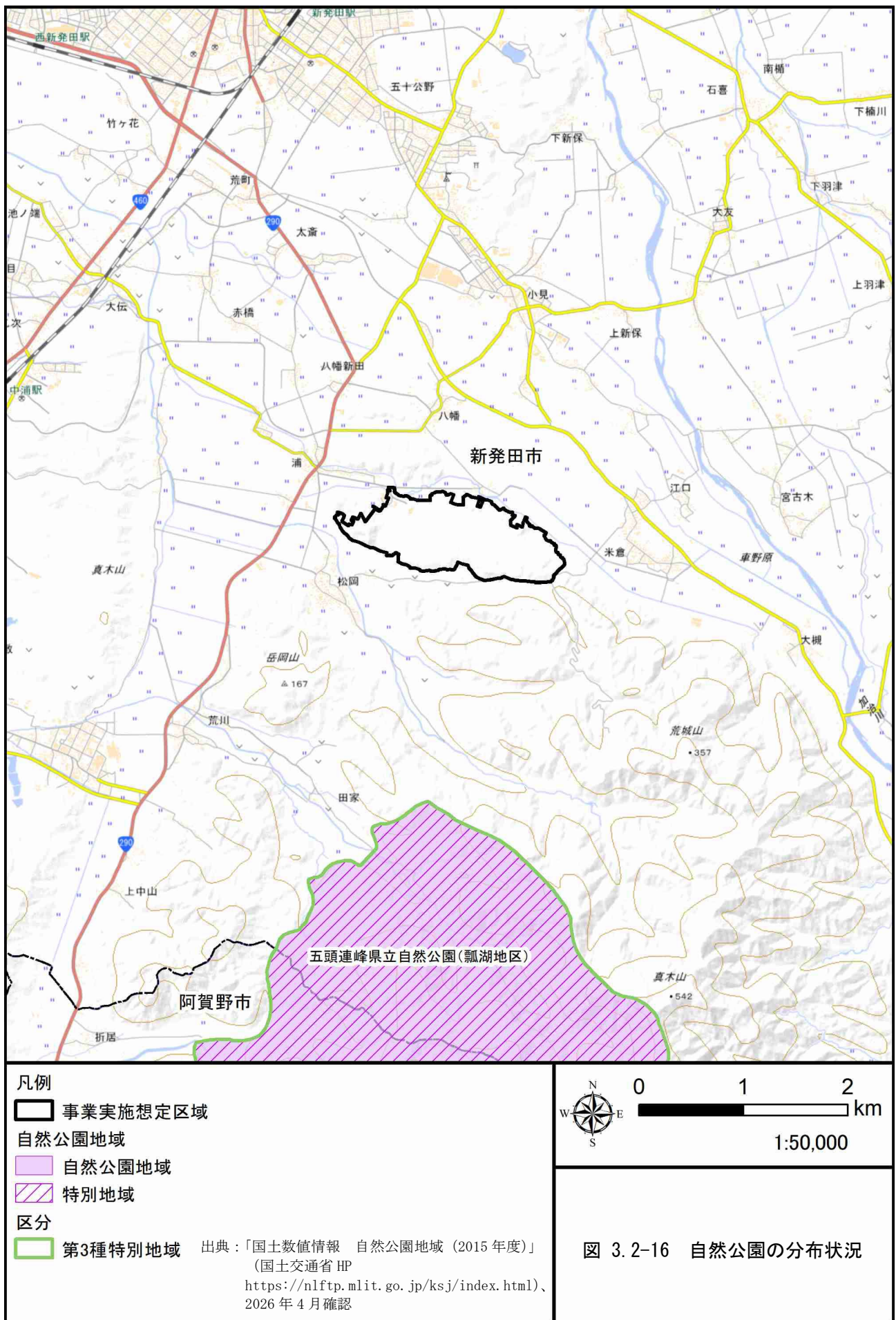
(a) 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲の自然公園の分布状況は、図 3.2-16 に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲には、「新潟県立自然公園条例」（昭和 43 年新潟県条例第 28 号）に基づく自然公園として、「五頭連峰県立自然公園（瓢湖地区）」が分布している。

なお、事業実施想定区域内には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく自然公園等は分布していない。

(b) 自然環境保全地域等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「新潟県自然環境保全条例」（昭和 48 年新潟県条例第 34 号）及び「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全地域等は分布していない。



(c) 鳥獣保護区等の指定状況

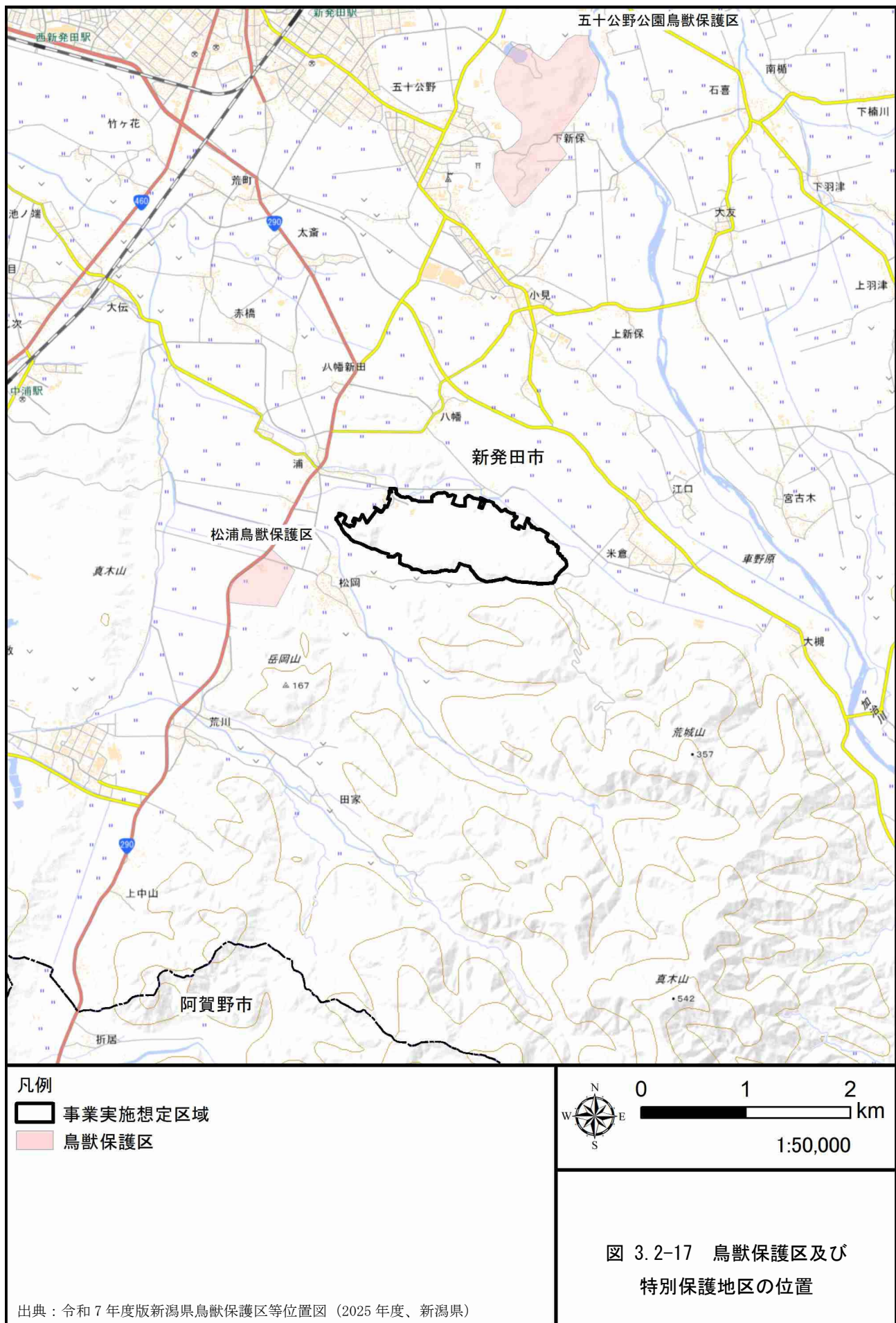
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく、事業実施想定区域及びその周囲における鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）の指定概況は表 3.2-31 に、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）の位置は図 3.2-17 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲においては、2 つの区域が鳥獣保護区に指定されている。

表 3.2-31 事業実施想定区域及びその周囲における
鳥獣保護区及び特別猟具使用禁止区域の指定概況

名 称	存続期限	指定区分	面積(ha)		
			鳥獣保護区 指定面積	特別保護地区 指定面積	特定猟具 使用禁止区域
五十公野公園鳥獣 保護区	2025 年 11 月 1 日から	集団渡来地	128	-	-
	2045 年 10 月 31 日まで				
	(20 年間)				
松浦鳥獣保護区	2025 年 11 月 1 日から	身近な鳥獣生息 地	21	-	-
	2045 年 10 月 31 日まで				
	(20 年間)				
	2034 年 10 月 31 日まで				
	(20 年間)				

出典：令和 7 年度版新潟県鳥獣保護区等位置図（2025 年、新潟県）



(3) その他法令等

(a) 指定文化財

事業実施想定区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「新発田市文化財保護条例」（昭和 46 年条例第 37 号）、「新潟県文化財保護条例」（昭和 48 年条例第 33 号）により指定された天然記念物、史跡、名勝及び登録文化財（建造物）は表 3.2-32 に、分布状況は図 3.2-18 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲には、国指定重要文化財の旧新発田藩足輕長屋 1 棟や、天然記念物の旧会津街道松並木等が分布している。事業実施想定区域内に指定文化財は存在しない。

表 3.2-32 事業実施想定区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物・登録文化財（建造物）

No.	指定別	種別	名称	所在地
1	国指定	重要文化財	旧新発田藩足輕長屋 1 棟	新発田市諏訪町三丁目 3 番 3 号
2		名勝	旧新発田藩下屋敷（清水谷御殿） 庭園および五十公野御茶屋庭園	新発田市大栄町
3		登録記念物	旧石崎氏庭園（石泉荘庭園）	新発田市
4		登録有形文化財（建造物）	石崎家住宅（石泉荘）茶室	新発田市諏訪町 3-11-21
5		登録有形文化財（建造物）	石崎家住宅（石泉荘）離れ座敷	新発田市諏訪町 3-11-21
6		登録有形文化財（建造物）	蔵春閣	新発田市諏訪町一丁目 1089
7	市指定	有形文化財・建造物	旧新発田藩石黒家住宅 1 棟	新発田市大栄町 7 丁目 9
8		天然記念物	旧会津街道松並木	新発田市大槻

出典：「新潟県文化財保護条例」（昭和 48 年条例第 33 号）

「新発田市文化財保護条例」（昭和 46 年条例第 37 号）

「指定・登録文化財」（新発田市 HP <https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/bunka/bunkazai/shi/1001545.html>）

「国指定文化財当データベース」（文化庁 HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）2026 年 4 月確認

(b) 埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周囲には、「文化財保護法」第 92 条の規定に基づく埋蔵文化財包蔵地が存在する。

事業実施想定区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2-33 及び図 3.2-19 に示すとおりであり、事業実施想定区域内には「浦の腰塚」及び「浦城跡」が存在する。

表 3.2-33(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	種別	時代
6	館屋敷	八幡字館ノ前	散布地	旧・平
60	松岡	松岡字後野甲	遺物包含地	縄・平
61	宮田	八幡字野中	散布地	古代
62	浦新田	浦新田字村中甲、字外坪甲	遺物包含地	平
64	浦	浦字館ノ腰、字扇田	遺物包含地	平・中世
70	館屋敷経塚	八幡字館屋敷	塚	室
89	荒川城跡	荒川字城山	城館跡	中世
97	米倉館跡	米倉字大宮	城館跡	中世
101	八幡館跡	八幡字館ノ前	城館跡	中世
102	八幡新田館跡	八幡新田字寄ノ内	城館跡	中世
103	浦館跡	浦字館ノ腰	城館跡	中世
124	鍛冶山	荒川字清岩沢	製鉄跡	不明

出典：「新潟県の遺跡一覧」（新潟県 HP <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bunka/1356895428816.html>）2026 年 4 月確認

表 3.2-33(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	遺跡名	所在地	種別	時代
125	エボシ沢	荒川字池ノ平	製鉄跡	不明
135	浦の腰塚	浦字助橋下	塚	中世
136	浦石仏	浦字道添	石仏	中世
137	米倉墓地石仏	米倉字松原	石仏	中世
140	石仏の石仏	山崎字屋敷添	石仏	室
143	浦城跡	浦字大日山、字大平	城館跡	中世
168	田家池ノ平	荒川字池ノ平	散布地	旧・縄
171	正法寺石仏群	浦字寺下	石仏	中世
173	龍沢寺石仏	八幡字猿田	石仏	中世
194	諏訪田	荒川字諏訪田	遺物包含地	縄
205	山崎西	五十公野字五十公野山	遺物包含地	古代
207	助橋下	浦字助橋下	遺物包含地	平・中世
208	館ノ前	八幡字館ノ前	遺物包含地	平
209	真栗沢	八幡字真栗沢	遺物包含地	古代・中世
222	瑞光寺石仏	下内竹字長田	石仏	中世
230	普門院石仏	米倉字窪田	石仏	中世
233	瑞泉寺石塔	松岡字金山口乙	石塔	中世
252	八幡城跡	八幡新田字八幡山	城館跡	中世
275	興野	法正橋字高江	散布地	平・中世
323	清水平	松岡字東清水平甲	散布地	旧・縄
330	沢田	八幡字館ノ前	遺物包含地	古代・中世
367	浦新田の石仏	浦新田字堂島甲	石仏	中世
386	石蔵	浦字石蔵、浦新田字奥野甲、法正橋字高江	集落跡	古代・中世
443	赤橋館跡	赤橋字館脇	城館跡	室
669	覆盆子沢	松岡字覆盆子沢乙	散布地	縄

出典：「新潟県の遺跡一覧」（新潟県 HP <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bunka/1356895428816.html>）2026 年 4 月確認

(c) 保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）の規定により指定された事業実施想定区域及びその周囲における保安林の分布状況は、図 3.2-20 に示すとおりである。

事業実施想定区域内には保安林の指定はない。



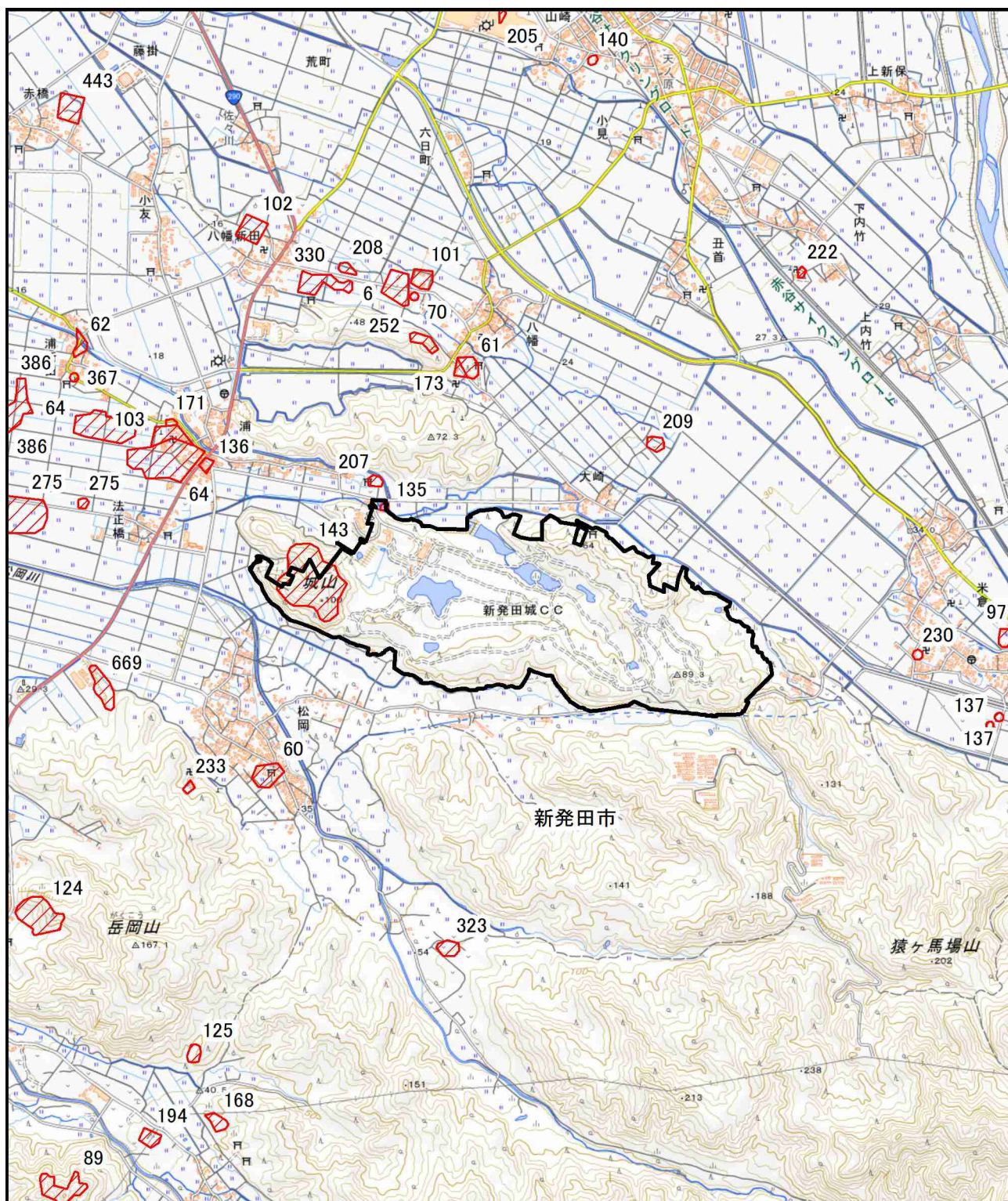
出典：「国指定文化財データベース」(文化庁 HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>) 2026 年 4 月確認
「国土数値情報 都道府県指定文化財」(国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>) 2026 年 4 月確認
「新発田市 指定・登録文化財」(新発田市 HP <https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/bunka/bunkazai/shi/1001545.html>) 2026 年 4 月

凡例

- 事業実施想定区域
- 重要文化財
- 名勝
- 天然記念物
- 有形文化財・建造物
- 登録有形文化財(建造物)



図 3.2-18 天然記念物



凡例

- 事業実施想定区域
- 埋蔵文化財包蔵地

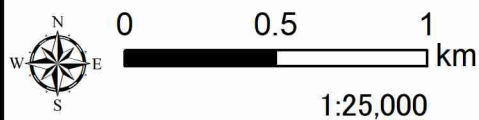
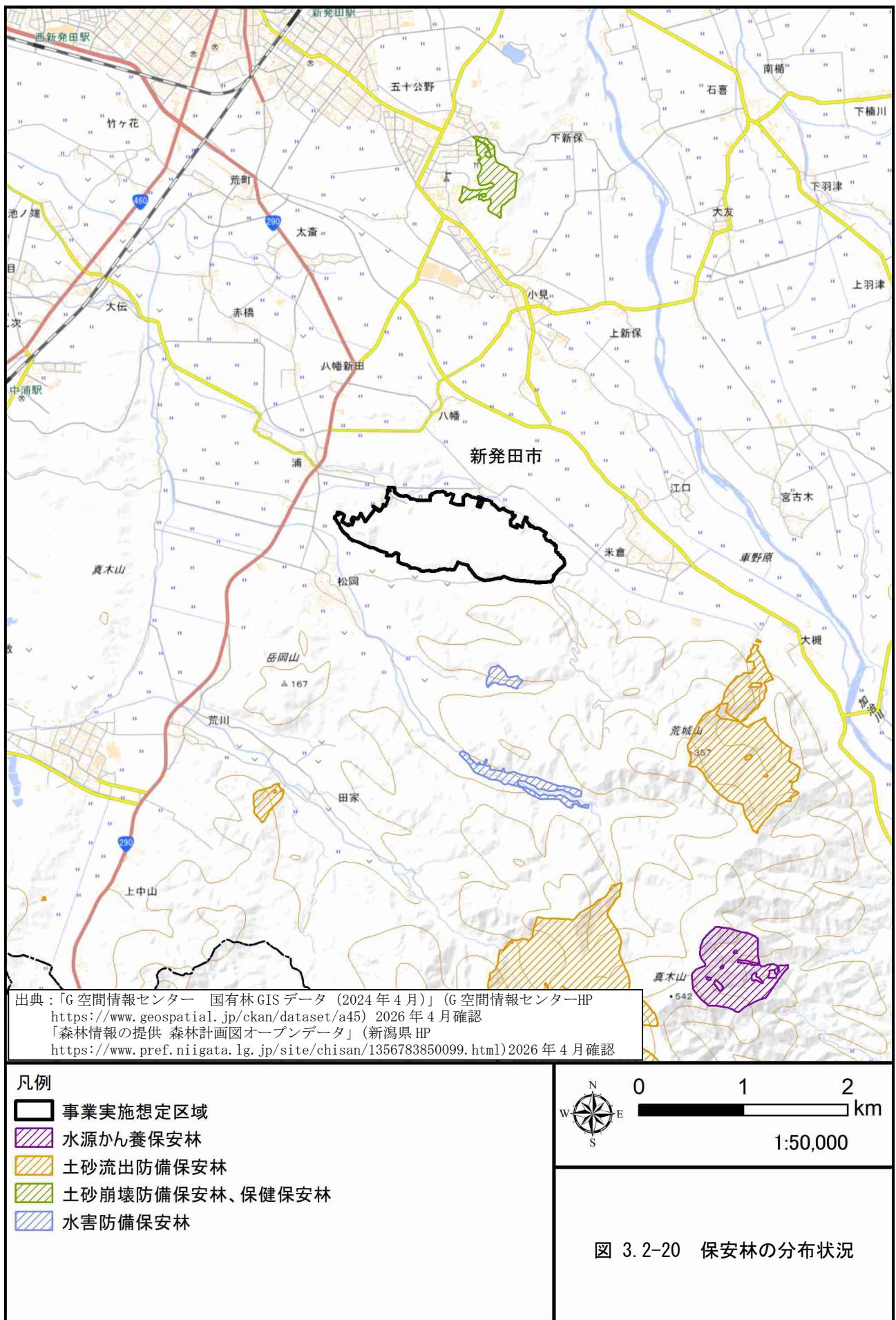


図 3.2-19 埋蔵文化財包蔵地

出典：「新潟県の遺跡地図」（新潟県 HP
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bunka/1356894579804.html>
 2026 年 4 月確認



(d) 砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく「砂防指定地」の位置は、図 3.2-21 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲においては北側に流れる天神川の一部、および南側を流れる松岡川の一部が「砂防指定地」に指定されている。事業実施想定区域内において「砂防指定地」は指定されていない。

(e) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定地域は存在しない。

(f) 地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく「地すべり防止区域」の指定位置は、図 3.2-22 に示すとおりである。

事業実施想定区域において「地すべり防止区域」は分布していない。

(g) 土砂災害警戒区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく「土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」の指定位置は、図 3.2-23 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲においては「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が分布しており、事業実施想定区域内に「土砂災害警戒区域」の「急傾斜地の崩壊区域」が分布している。

(h) 洪水浸水想定区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「洪水浸水想定区域」の指定位置は、図 3.2-24 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲においては北側に「洪水浸水想定区域」が分布している。事業実施想定区域内においては「洪水浸水想定区域」は分布していない。

(i) その他の国土防災に係る区域等の指定

事業実施想定区域及びその周囲における、新潟県農林水産部の「山地災害危険地区の位置図」に基づく「山地災害危険地区」の指定位置は、図 3.2-25 に示すとおりである。

事業実施想定区域内においては「山腹崩壊危険地区」は分布していない。



凡例

- 事業実施想定区域
- 砂防指定地

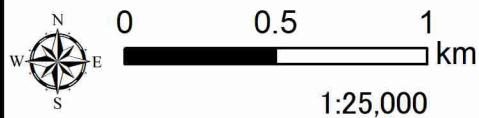
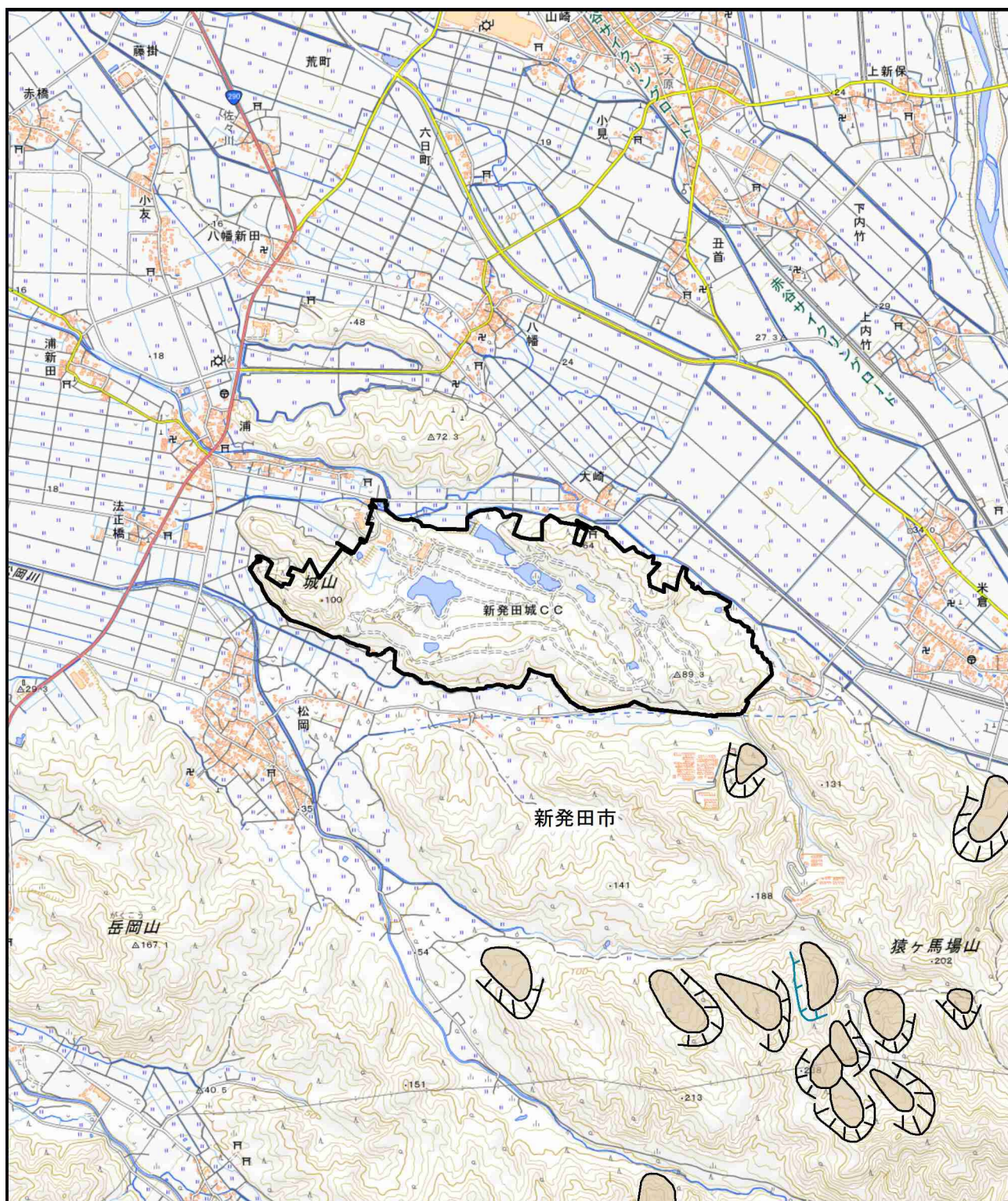


図 3.2-21 砂防指定地、
急傾斜地崩壊危険区域
の指定位置

出典：「砂防3法指定地 GISデータ公開ページ」（新潟県 HP
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sabo/shiteichi-gisdata.html>
 2026年4月確認



凡例

■ 事業実施想定区域

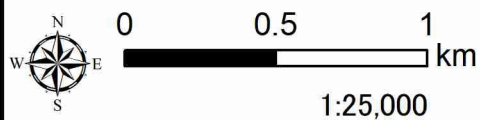


図 3.2-22(1) 地すべり地形分布図

出典：「防災科学技術研究所 地すべり地形分布図」（防災科学技術研究所 HP
https://dil-opac.bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/landslidemap/index.html）2026 年 4 月確認

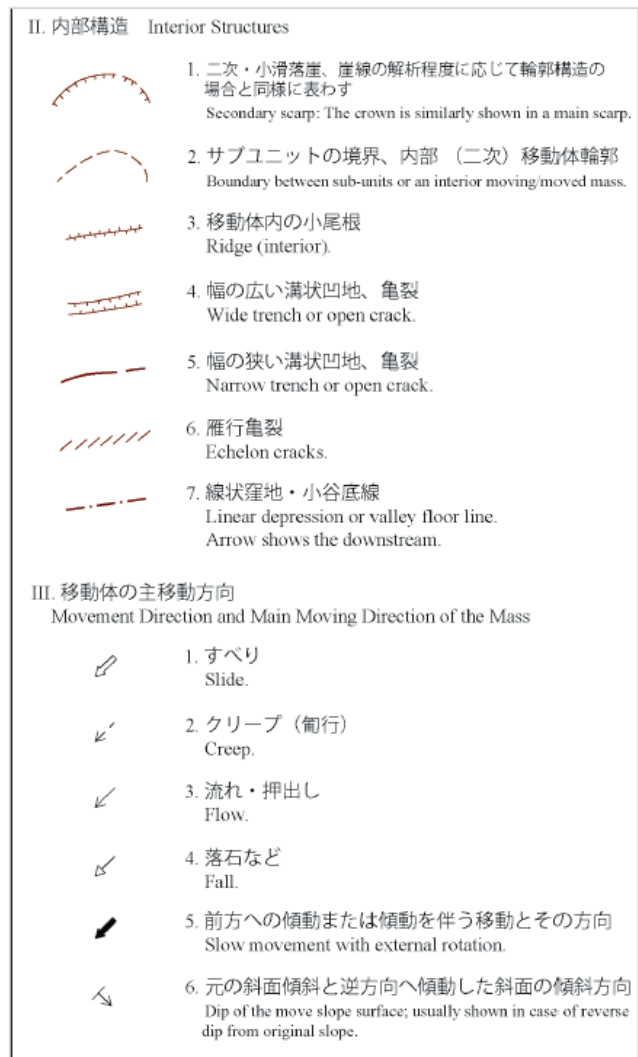
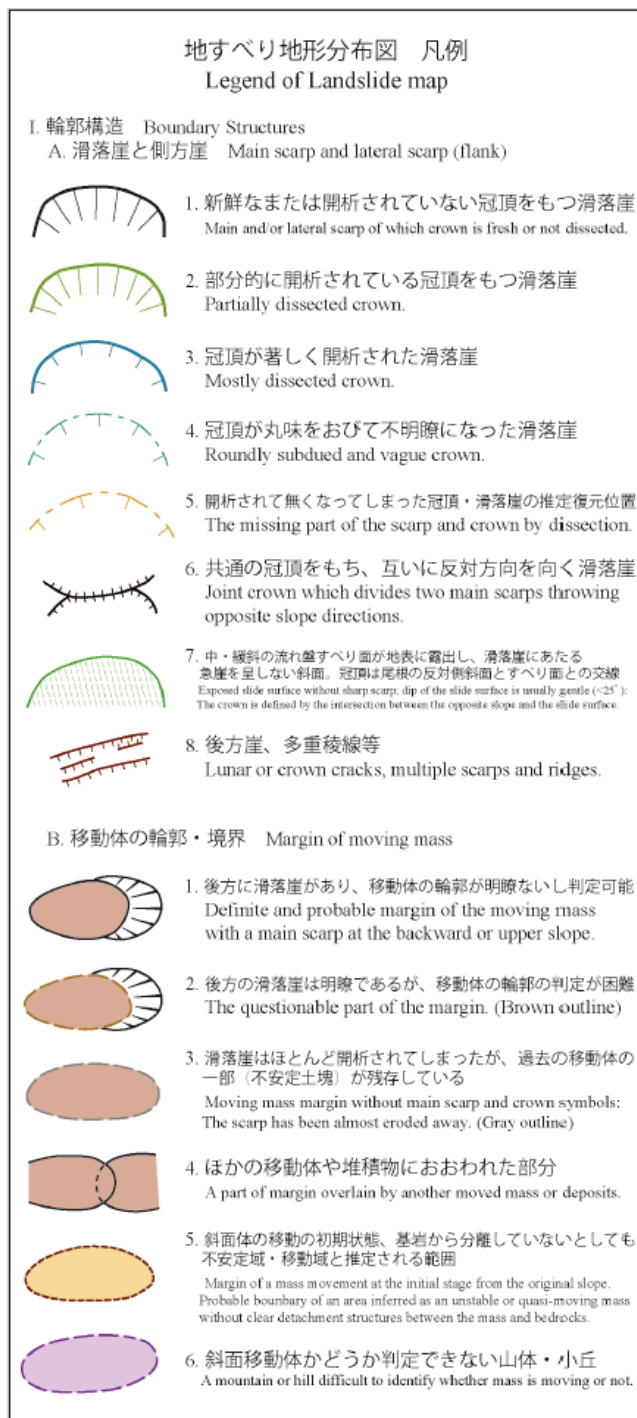
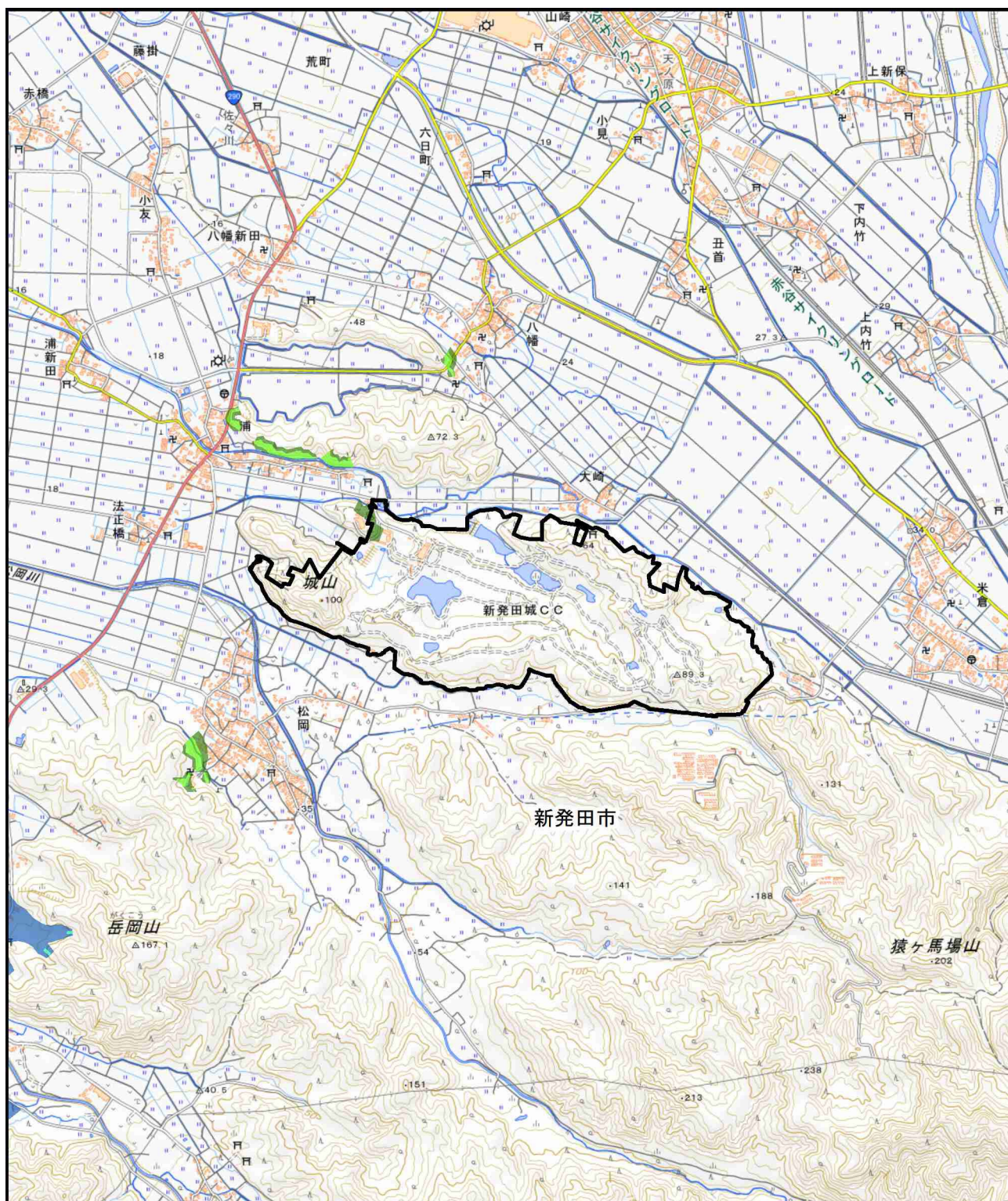


図 3.2-22(2) 地すべり地形分布図（凡例）

出典：「防災科学技術研究所 地すべり地形分布図」（防災科学技術研究所 HP https://dil-opac.bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/landslidemap/index.html）2026 年 4 月確認



凡例

■ 事業実施想定区域

■ 土砂災害警戒区域

■ 急傾斜地の崩壊

■ 土石流

■ 土砂災害特別警戒区域

■ 急傾斜地の崩壊

■ 土石流

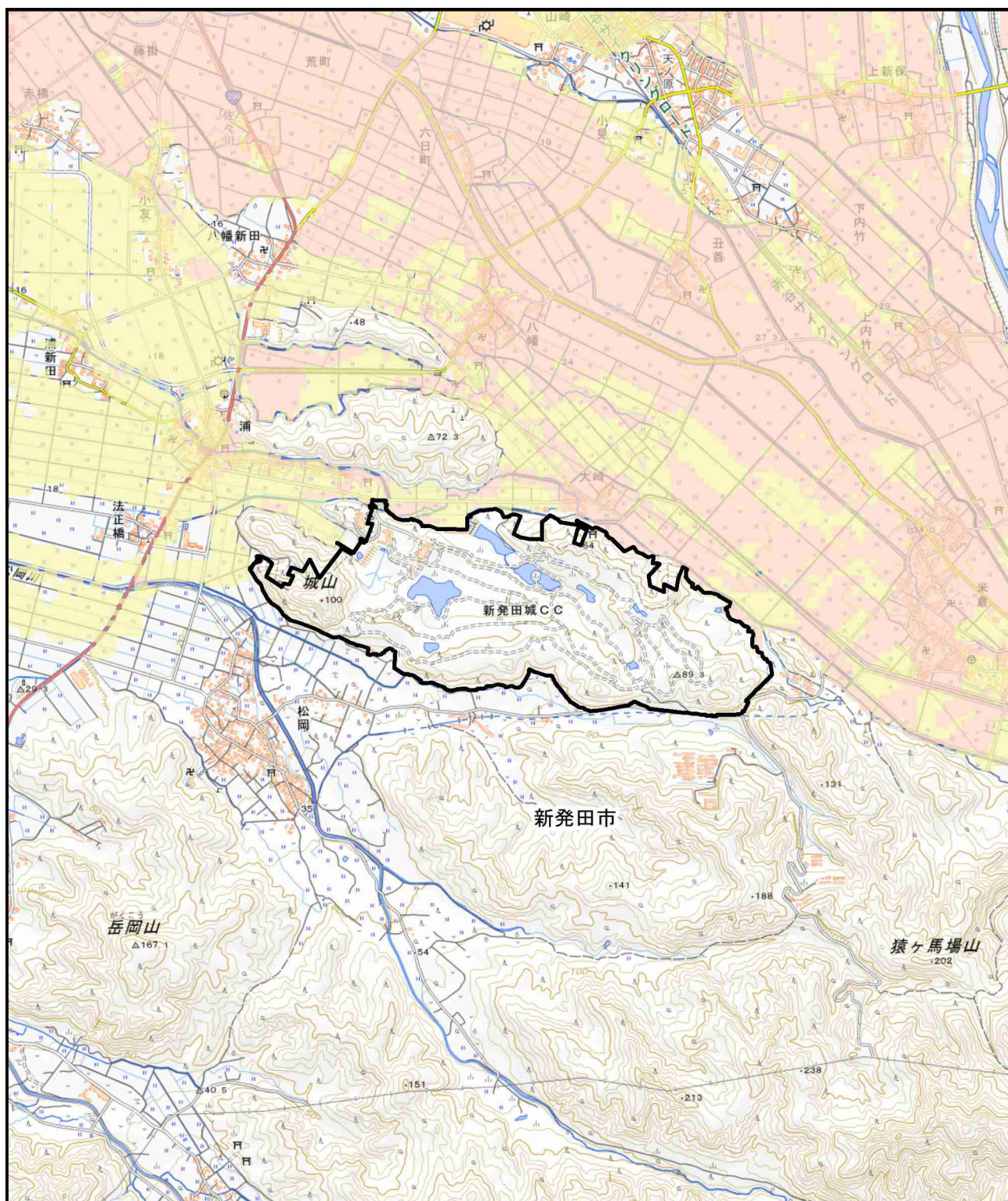
出典：「国土数値情報 土砂災害警戒区域（2024年度）」（国土交通省 HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.htm>
 1) 2026 年 4 月確認



0 0.5 1 km

1:25,000

図 3.2-23 土砂災害警戒区域
の指定位置



凡例

事業実施想定区域

	20m ~
	10m ~ 20m
	5m ~ 10m
	3m ~ 5m
	0.5m ~ 3m
	0.5m ~ 1m
	~ 0.5m
	~ 0.3m

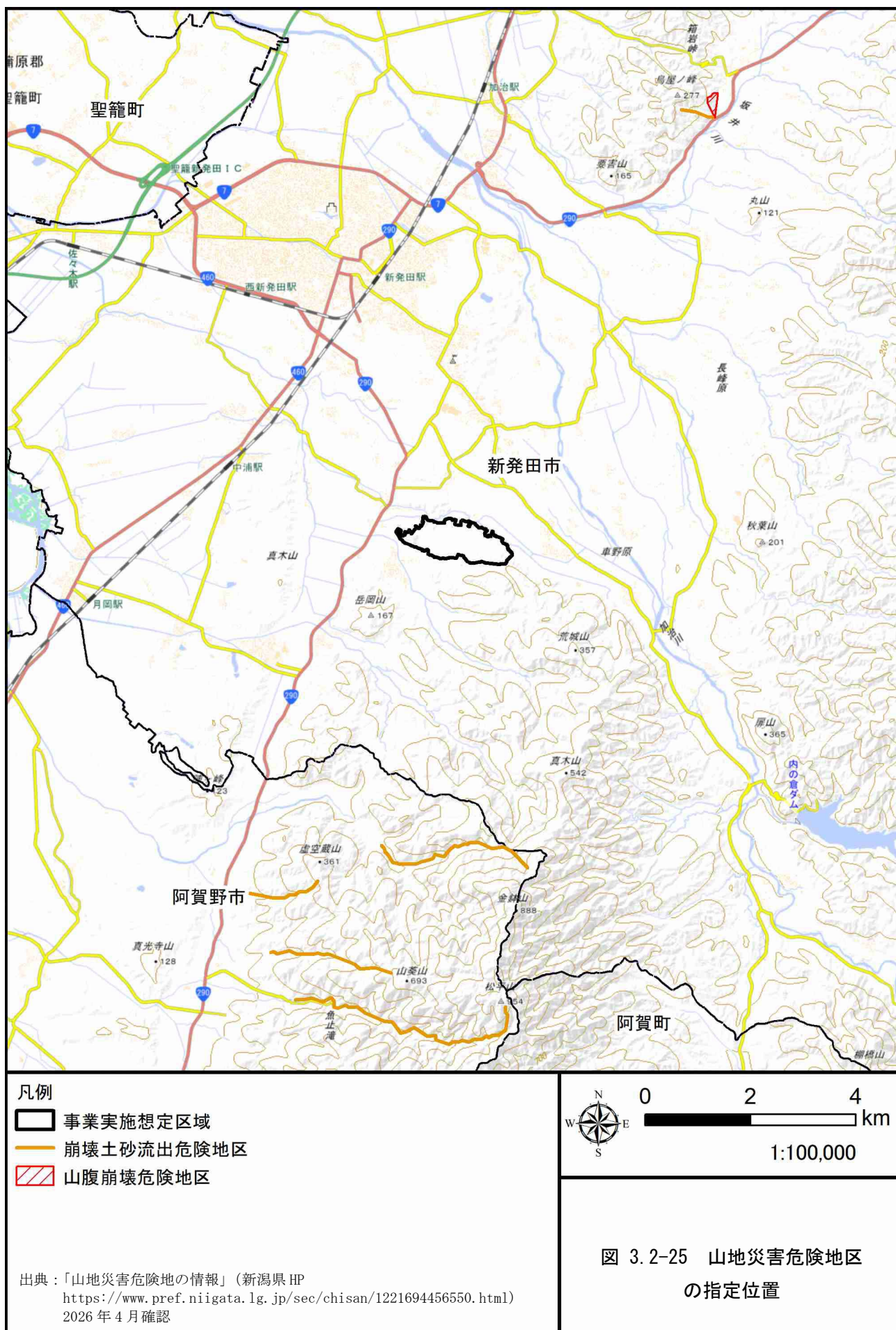


0 0.5 1 km

1:25,000

図 3.2-24 洪水浸水想定区域
の指定位置（想定最大規模）

出典：「ハザードマップポータルサイト(2024年)」(国土交通省 HP
<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmapportal/hazardmap/copyright/opendata.html>) 2026 年 4 月確認



(j) 景観法の指定地域

事業実施想定区域及びその周囲全域が、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定に基づき定められた、「新発田市景観計画」（2012 年、新発田市）による「景観計画区域」の「自然景観エリア」に指定されている。なお、新発田市は景観行政団体であることから、「新潟県景観計画」（2020 年、新潟県）で指定される「景観計画区域」には該当しない。「新発田市景観計画」に基づく「自然景観エリア」の届出対象行為は表 3.2-34 に、「新発田市景観計画」における「自然景観エリア」の良好な景観の形成に関する方針に基づく景観形成基準は表 3.2-35 に、「新発田市景観計画」における「自然景観エリア」の良好な景観の形成に関する方針に基づく行為の制限は表 3.2-36 に、新発田市景観計画区域のゾーニングは図 3.2-26 に示すとおりである。

表 3.2-34 「新発田市景観計画」に基づく「自然景観エリア」の届出対象行為

届出対象行為 ^{注1}		
建築物	延べ面積が 500m ² 以上、又は、高さ 15m以上のもの	① 新築、増築、改築又は移転 ② 屋根や外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が変更を加える屋根や外壁のそれぞれの総面積の 1/2 を超えるもの
工作物	築造面積が 500m ² 以上、又は、高さ 15m以上のもの	① 新築、増築、改築又は移転 ② 外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更する面積が総面積の 1/2 を超えるもの

注1 届出対象外となるものについては、各エリアの「良好な景観の形成に関する方針」や「行為の制限」に十分配慮すること。
出典：「新発田市景観計画」（2012 年、新発田市）

表 3.2-35 「新発田市景観計画」における「自然景観エリア」の
良好な景観の形成に関する方針に基づく景観形成基準

対象	景観形成基準
高さ	○建築物・工作物は、遠景の山々など周辺の自然景観を阻害しない高さとなるように配慮する。 ○特に、海岸周辺においては、松並木スカイラインを阻害せず、海辺らしさを感じさせるように配慮する。
形態・意匠	○田園周辺における建築物の形態は、遠景の山なみを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、自然景観との調和を図るとともに、凹凸が多いなど特異な形態は避け、全体としてまとまりのある形態となるように配慮する。また、できる限り長大な壁面は酒、圧迫感を軽減させるように配慮する。 ○田園周辺における建築物の屋根、外壁、開口部等は、手の込んだ複雑な意匠は避け、威圧感、圧迫感及び違和感を与えないように配慮する。 ○河川周辺における建築物の形態は、対岸からの眺望に配慮し、できる限り長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観の形成に配慮する。 ○海岸周辺における建築物の形態は、松林や松並木の見え方を考慮し、松林が際立ち、海辺らしさが感じられるように配慮する。
色彩	○建築物・工作物は、自然景観の季節変動を考慮し、周辺の自然景観に馴染む木材や石材など自然素材と同様な落ち着いた色彩を基調とする。
土地の区画形質の変更（開発行為を含む）	○区画形質の変更（開発行為を含む）を行う場合は、自然景観と調和を図るため、敷地外縁の緑化に努め、造成等に関わる切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面については、周辺景観への影響に配慮する。 ○擁壁等の構造物は、自然景観と調和を図るため、必要最小限にするとともに、化粧型枠等による仕上げや地被類、低木及び中高木の植栽などの緑化措置を図るなど、周辺景観への影響に配慮する。
木竹の植栽又は伐採	○木竹の植栽・伐採に関しては、自然景観などの周辺景観への影響に配慮する。 ○敷地内の緑化に努め、木竹の伐採を行う場合は、樹種、樹齢、樹形等を勘案し、その伐採の実施を検討する。
屋外における物品の集積・貯蔵	○屋外における物品の集積・貯蔵は、周辺景観を阻害しないように敷地外縁などへの植栽等の修景措置や集積・貯蔵箇所等に配慮する。

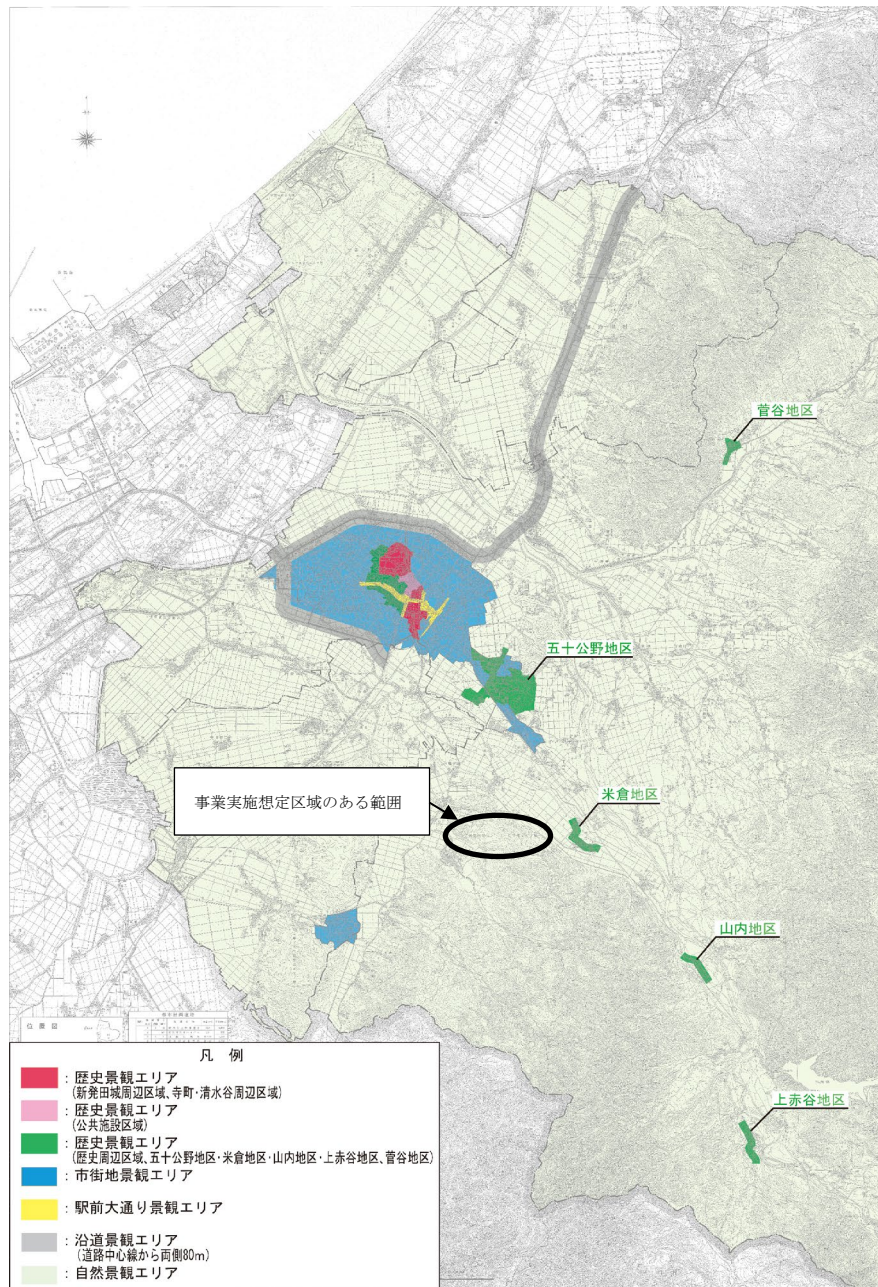
出典：「新発田市景観計画」（2012 年、新発田市）

表 3.2-36 「新発田市景観計画」における「自然景観エリア」の
良好な景観の形成に関する方針に基づく行為の制限

対象	行為の制限																									
色彩	○建築物の屋根（庇を含む）及び外壁等並びに工作物の外観の色彩＊は以下の表のとおりとする。 ただし、和瓦、銅板及び木竹・石・土などの自然素材を用いる場合、また、通りから見通せる箇所に位置しない工作物については、この限りではない。																									
	<table><tr><th>種別</th><th>部位</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>禁止色</td><td></td><td></td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="4">推奨色</td><td rowspan="2">建築物の屋根 （庇を含む）</td><td>5R～10RP</td><td>3.0 以下</td><td>1.0 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色＊）</td><td>5.0 以下</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">建築物の外壁等 及び工作物</td><td>5R～10RP</td><td>5.0 以下</td><td>2.0 以下</td></tr><tr><td>N（無彩色＊）</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	種別	部位	色相	明度	彩度	禁止色			－	－	推奨色	建築物の屋根 （庇を含む）	5R～10RP	3.0 以下	1.0 以下	N（無彩色＊）	5.0 以下	－	建築物の外壁等 及び工作物	5R～10RP	5.0 以下	2.0 以下	N（無彩色＊）	－	－
	種別	部位	色相	明度	彩度																					
	禁止色			－	－																					
	推奨色	建築物の屋根 （庇を含む）	5R～10RP	3.0 以下	1.0 以下																					
			N（無彩色＊）	5.0 以下	－																					
		建築物の外壁等 及び工作物	5R～10RP	5.0 以下	2.0 以下																					
			N（無彩色＊）	－	－																					
	禁止色：使用を禁止する色彩。																									
	推奨色：歴史的景観との調和を図るために推奨する色彩。なお、あくまで推奨色であるため、周辺の状況等により変化することがある。																									
※使用可能な色であっても、基調色として用いるものについては、特に周辺景観と調和するように配慮する。																										
※アクセントカラーとして用いるものについては、禁止色も利用可能とする。																										

※市長が景観審議会の意見を聴いた上で認めるものについては、この限りではない。

出典：「新発田市景観計画」（2012 年、新発田市）



出典：「新発田市景観計画」（2012年、新発田市）

図 3.2-26 新発田市景観計画区域のゾーニング

(k) 水資源保全地域

「新潟県水源地域の保全に関する条例」（平成 25 年新潟県条例第 49 号）に基づき、新発田市内全域が「水源地域」に指定されていることから、事業実施想定区域内も水源地域に該当する。

(1) 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

「太陽電池廃棄物の再資源化等の促進に関する法律」(令和 8 年法律第 33 号)が 2026 年 6 月 5 日に公布されており、公布から 1 年 6 か月以内で政令で定める日に施行される。同法では、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者(太陽光発電事業者等)への規制が定められ、国が定める判断基準(段階的に強化)に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けられる。

多量事業用太陽電池廃棄者は、その事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、多量事業用太陽電池廃棄実施計画を主務大臣に届け出なければならないこととされている。また、多量事業

用太陽電池廃棄者は、原則として、届出の受理から 30 日経過後でなければ、当該届出に係る計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事又は作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととされている。

(4) その他環境保全計画等

(a) 新潟県環境基本計画

新潟県環境基本計画は、「新潟県環境基本条例」(平成7年新潟県条例第40号)の規定に基づき、「環境の保全についての基本理念」を実現するため、1997年3月に初めて策定されたものである。2017年3月に策定した現計画は、2028年度までの12年間を計画期間とし、「県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築を目指す」ことを掲げている。

環境保全の施策分野については、「人と自然が共生するくらしづくり」、「安全で快適な環境づくり」及び「資源を大切に作る循環型の地域社会づくり」の3つを柱として、体系的に施策を展開してきた(2021年3月及び2022年3月に改定)。

新潟県の環境は、本環境基本計画を中心とする環境関係の諸計画等に基づく施策の実施や、県民、事業者、民間団体、市町村などの取組等により概ね良好な状態で推移しているが、一方で、ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカなど一部の野生鳥獣の生息数増加・生息域拡大による被害が懸念されており、また、不適正な管理等により海洋に流出したプラスチックごみ問題が世界的な課題となっている。

このような近年の環境を巡る現状や経済社会情勢の変化に対応し、「新潟県環境基本条例」の基本理念の実現に向け、新潟県の環境保全対策等を推進する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2025年3月に「新潟県環境基本計画」は改定されている。

「新潟県環境基本計画」における施策体系の概要は、表3.2-37に示すとおりである。

基本計画の根幹として、「1. 脱炭素社会への転換」、「2. 人と自然が共生する暮らし」、「3. 資源循環型社会の形成」、「4. 安全で快適な生活環境の保全」及び「5. 分野横断・共通的な施策」の5つの施策分野が示されており、それぞれについて個別の計画等が策定され、推進されている。

表 3.2-37(1) 「新潟県環境基本計画」における施策体系の概要

基本目標	施策	施策展開
1. 脱炭素社会への転換	(1) 温室効果ガス排出量の削減	■ 新潟県脱炭素社会の実現に関する条例及び新潟県地球温暖化対策地域推進計画に基づき、地域レベルで総合的、計画的に地球温暖化対策を推進する。 ■ 脱炭素社会の構築に向け、再生可能エネルギーや脱炭素燃料等の創出とともに、産業、家庭など部門ごとに地域の実情に合った温室効果ガス排出量削減のための取組を推進する。 ■ 二酸化炭素吸収源対策として、森林整備や県産材の利用を推進する。 ■ オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の適正な管理を促進する。
	(2) 気候変動適応への取組	■ 新潟県気候変動適応計画に基づき、地域の実情に応じた適応策を推進する。 ■ 新潟県気候変動適応センターにより、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、調査等を行う。 ■ 県民や事業者等の適応に対する理解を深め、それぞれの適応策を促進するため、適応に関する情報提供や普及啓発を図る。 ■ 国や他県、市町村等とともに連携・協力して地域レベルでの適応策を推進する。
2. 人と自然が共生する暮らし	(1) 生物多様性の回復と県民理解の促進	■ 生物多様性について、広く県民に理解してもらう取組を進め、連携・協働による生物多様性の保全を進める。 ■ 自然公園等の豊かな自然環境の保全を進めるとともに、人の関わりによって維持される里地里山などの保全と活用を推進する。 ■ 民間企業等の活動によって生物多様性の保全・再生が図られている区域が自然共生サイト（OECM）といった生物多様性保全に資する区域として認定されるよう取組を促進する。 ■ 事業者や県民に対し、貴重な野生動植物の保護を呼びかけ、県内に生息・生育する多様な野生動植物を保全するとともに、在来の生態系をかく乱するおそれのある外来種対策を推進する。 ■ 県民の環境を大切にする意識を高めるため、自然環境学習等の参加促進を支援するとともに、自然の恩恵を利用したグリーン・ツーリズムを推進する。
	(2) 野生鳥獣の適切な管理	■ 生態系への影響や人身被害、農林水産業への被害が発生するなど、人と野生鳥獣との軋轢が問題となっていることから、関係機関が一体となり、地域の実情に応じた野生鳥獣対策を総合的に推進する。 ■ 高齢化等により年々減少している狩猟者の確保を進めるとともに、狩猟者の資質の向上を図る。
	(3) 人とトキが共生する地域づくり	■ トキの野生復帰をさらに進めるため、市民をはじめNPO、行政、島外ボランティア等の協働により、人とトキが共生できる自然環境や社会環境を創出していく。 ■ トキをシンボルとした地域づくりを促進するとともに、それらの取組を情報発信し、人と自然との共生の取組を県内に広げていく。
	(4) 環境と調和した農林水産業の推進	■ 自然環境への負荷軽減や多様な生物の生息・生育環境の保全のため、環境保全型農業を推進する。 ■ 県産材の活用を図り、健全な森林の育成を推進する。 ■ 水源のかん養や土砂の流出防止、二酸化炭素吸収など、森林の環境保全機能の発揮を推進する。 ■ 地域の特性を活かした田園自然環境を維持する取組を進めるとともに、農地保全の共同活動を支援するなど、農業が有する多面的機能の発揮を促進する。
	(5) 水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり	■ 計画的な都市公園の整備などにより身近な緑や水辺環境を保全・創出するとともに、美しい景観の形成、史跡等の歴史的・文化的遺産などを活用した特色ある地域づくりを推進し、やすらぎや潤いのある生活空間の創造を進める。 ■ 健全な水循環を持続するため、上流域の自然環境を保護・保全するとともに、森林や農地の適正な管理を推進し、水源かん養機能を高める。 ■ 本県の優れた水環境を保全するとともに、その取組を県内外に情報発信する。また、海や川など本県の恵まれた水環境とのふれあいの場や機会の創出を図る。
3. 資源循環型社会の形成	(1) 資源循環の推進	■ 県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力し、廃棄物の排出抑制と資源循環の取組を更に推進し、焼却処理量の削減を目指すとともに、天然資源の消費抑制、温室効果ガスの排出量や環境負荷の低減を進める。
	(2) 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策	■ 廃棄物処理業者に対する監視・指導や排出事業者の適正処理への意識向上、優良廃棄物処理業者の育成を推進するとともに、不法投棄の未然防止、早期発見に努め、不法投棄ゼロを目指す。
	(3) 廃棄物処理基盤・体制の整備	■ 一般廃棄物処理施設の広域化や集約化により持続可能な処理体制を確保するとともに、公共関与の広域最終処分場の整備を着実に進める。また、激甚化・頻発化する災害に備え、災害時の適正かつ迅速な廃棄物処理体制の整備に努める。

表 3.2-37(2)「新潟県環境基本計画」における施策体系の概要

基本目標	施策	施策展開
4. 安全で快適な生活環境の保全	(1) 快適な大気環境の確保	■ 「大気汚染に係る環境基準」の達成・維持のため、工場・事業場に対する規制・指導を行うとともに、大気汚染状況の監視を継続する。また、光化学オキシダントやPM2.5の濃度が高くなった場合の緊急連絡体制により、迅速に注意喚起するとともに工場・事業場への排出削減の協力を要請する。 ■ 関係機関と連携し、広域的な大気汚染の調査・研究を推進する。 ■ 悪臭の発生源に対する市町村の規制・指導等と連携し、悪臭のない快適な生活環境を確保する。
	(2) 良好な水質の確保	■ 公共用水域の常時監視を継続するとともに、生活排水対策や事業場排水対策を推進し、水環境への汚濁負荷を低減する。 ■ 一部の海域のCODについて、環境基準非達成の要因解明に向けた取組を進める。 ■ 油流出事故や有害な化学物質による汚染の未然防止を図るとともに、事故が発生した場合は、迅速な対応により被害の拡大防止を図り、きれいで安全な水を確保する。
	(3) 良好な地盤環境の確保	■ 持続可能な地下水の保全と利用の促進を図り、地盤沈下の進行が懸念される地域については、今後も関係機関と連携して地盤沈下の状況の監視を継続するとともに、条例等による地下水採取規制等の施策を進める。 ■ 有害物質による土壌・地下水汚染を未然に防止し、汚染を確認した場合は適切な対応を図ることが重要であることから、有害物質使用事業場などに対する監視・指導を行う。また、汚染が判明した土壌については、土地所有者に対して適正な措置・管理の徹底を指導する。
	(4) 騒音・振動のない快適な環境の確保	■ 生活環境の騒音・振動の低減、土地利用対策について、市町村と連携した取組を推進する。 ■ 新幹線鉄道騒音、自動車騒音、航空機騒音で環境基準の非達成地域について、市町村等と連携した騒音対策の推進や、事業者及び関係機関へ対策を要望する。
	(5) 化学物質による環境汚染の防止	■ 環境中の化学物質のモニタリングを継続する。 ■ 工場・事業場における施設の適正管理や化学物質の環境への排出量等の把握、情報公開を促進する。環境リスク低減に向けた事業者の取組と県民、事業者、行政の相互理解を進めるリスクコミュニケーションを促進する。
	(6) 放射線等の監視	■ 放射線等の的確な測定と情報発信を進め、県民の安全・安心の一層の醸成に努める。
5. 分野横断・共通的な施策	5-1 県民の参加・協働で環境保全に取り組む社会づくり	(1) 持続可能な社会に向けた人づくり ■ 環境問題についての正しい理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育てるため、児童、生徒への環境教育・環境学習を推進するとともに、体験活動の場や機会の提供を推進し、県民の意識の向上を図る。 ■ 地域において環境保全活動や、環境教育・環境学習を推進する人材を育成し、その活用を図ることにより、県民一人一人の主体的、自主的な取組を促進する。 ■ 新潟水俣病の経験を踏まえ、悲惨な公害を繰り返さないために環境問題を身近にとらえ、環境の大切さを理解してもらう取組を推進する。
		(2) 県民協働による環境保全の推進 ■ 県民、事業者、行政等、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働した環境保全の取組を促進する。 ■ 環境問題への取組を促進していくため、環境に関する情報提供を充実し、広く県民に提供する。
	5-2 環境保全の共通基盤の整備	(1) 環境影響評価の推進 ■ 開発事業による環境への影響を未然に防止し、総合的に環境を保全するため、環境影響評価制度等を的確に運用する。
		(2) 環境監視・調査研究の充実 ■ 多様な環境の課題に対処するため、環境監視や調査研究を充実するとともに、研究成果についても情報提供の充実を図る。
		(3) 多様な環境保全の手法の活用 ■ 関係機関と連携し、生活環境や自然環境の悪化を防止するための規制的措置を適切に運用するとともに、経済的手法や誘導的手法を活用して、環境に配慮した事業活動などに対する支援などを推進する。
		(4) 公害苦情処理体制の整備 ■ 関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努める。
		(5) 災害に備えた環境保全対策の推進 ■ 地域防災計画との整合を図り、災害時における有害物質による環境影響や大量の災害廃棄物の発生に備え、迅速かつ円滑に対応するための体制整備や有害物質による環境汚染防止対策を推進する。

出典：「新潟県環境基本計画」（2025年、新潟県）

(b) 新潟県地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策を地域レベルにおいて推進する計画として、2016 年 5 月に策定された国の「地球温暖化対策計画」に即して、2017 年 3 月に「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」が策定されている。新潟県では 2020 年 9 月、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと、及び温室効果ガス排出量の削減対策（緩和策）と 気候変動への適応策を両輪として取り組んでいくことを表明している。また、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、本県の特長や課題を踏まえた「新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略」（2022 年 3 月、新潟県）が策定されている。同戦略を踏まえ、新潟県は、中間目標となる 2030 年度までを計画期間として取組を推進するため、2022 年 3 月に「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」の見直しを行い、「新潟県気候変動適応計画」と両輪として温暖化対策に取り組んでいる。「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」であり、また、新潟県環境基本計画における、地球温暖化対策に関する個別計画である。

本計画では、2030 年度削減目標を 2013 年度比 46%削減（1,526 万 t-CO₂）とし、2050 年のカーボンニュートラルも視野に入れており、表 3.2-38 に示した施策のほか、国と連携した施策として「国の技術開発・実証事業誘致や業種間連携の促進」、「主要港湾における次世代エネルギー受入環境の整備」、「大規模再エネ開発及び脱炭素先行地域づくりの推進」及び「再エネの地産地消の枠組構築・CO₂削減効果の評価・有効活用の検討」を重点的に進める取組としている。

表 3.2-38 新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略における施策の概要

大項目	方向性	重点施策（中長期的取組を含む）
1. 再エネ・脱炭素燃料等の「創出」 Create	本県に蓄積されたエネルギー関連インフラの脱炭素化・低炭素化を図るとともに、水素等新エネルギーや豊富な水資源、長い海岸線や風況等を活用した水力、洋上風力等再エネの活用・導入を促進し、来る脱炭素社会においても重要なエネルギー拠点であり続け、本県の成長につなげる。	■ 国の技術開発・実証事業誘致や業種間連携の促進（新潟 CN 協議会） ■ 主要港湾における次世代エネルギー受入環境の整備 ■ 再エネ・脱炭素燃料等導入促進（洋上風力・水力・バイオマス・太陽光発電等導入促進、市町村と連携した脱炭素先行地域づくり、再エネの地産地消の枠組構築、CO₂削減の取組を評価する仕組みの検討等）
2. 再エネ・脱炭素燃料等の「活用」 Consume	創り出した再生可能エネルギーや脱炭素燃料等の地産地消を推進し、地域の産業や住宅・建物、また自動車等、日常生活や事業活動の様々な場面で活用することにより、地域の脱炭素化を図る。	■ 再エネ・脱炭素燃料等の自家消費等促進（市町村と連携した脱炭素先行地域づくり、再エネの地産地消の枠組構築、CO₂削減効果のカーボンクレジット等による活用等） ■ 次世代自動車(EV、FCV 等)の普及促進等
3. 省エネ・省資源等で CO ₂ 排出を「削減」 Cut	住宅・建物・設備・素材等の省エネ・省資源化を一層推進するとともに、CO ₂ を極力排出しない技術の活用プロセス転換を促進する。また、県民に自分事としてとらえてもらうため、特に将来を担う若者層への普及啓発・カーボンニュートラル教育を推進する。	■ 住宅・建物の省エネ化(ZEH、ZEB 等)促進 ■ 日常生活・事業活動の省エネ・省資源化(脱/低炭素な設備・素材・プロセスへの転換等) ■ 普及啓発、カーボンニュートラル教育の推進
4. CO ₂ の「吸収・貯留」等 Capture	本県の豊富な森林の CO ₂ 吸収能力を高めるとともに、カーボン・オフセット等炭素価値の地域還元を図る取組を推進する。また、油田・天然ガス田等本県特有の地域資源を活用した CCUS、BECCS(CCS 付バイオマス発電)等に係る基盤整備・事業化を促進する。	■ 循環型林業の推進、広葉樹林の整備 ■ 森林による CO₂ 吸収等により生み出されるカーボンクレジットの有効活用を促進 ■ CCUS 及び BECCS 等の技術開発／基盤整備／事業化に向けた支援

出典：「新潟県 2050 年カーボンゼロの実現に向けた戦略」（2022 年、新潟県）
「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」（2022 年、新潟県）

(c) 第4次新潟県資源循環型社会推進計画

「新潟県資源循環型社会推進計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5の規定により、国の廃棄物処理基本方針に即して、県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定されている。

国において「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（2023年6月）」が変更され、廃棄物分野における脱炭素化や循環経済への移行に向けた取組、廃棄物処理施設の広域化・集約化などの推進が求められているほか、第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月）が策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が国家戦略として位置づけられるなど、地方自治体においても、資源循環に関連する新たな取組が求められている。

新潟県では、こうした状況の変化等を踏まえ、2021年3月に策定された「第3次新潟県資源循環型社会推進計画」に引き続き、循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、2026年3月に「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」が策定された。「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」において示された計画目標を表3.2-39に、「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」において示された推進される施策を表3.2-40に示す。計画目標を達成し、「資源を大切にす循環型の地域社会の実現」をより一層推進するため、県民、事業者、NPO・関係団体、市町村などと連携・協力を図りながら施策を推進することとしている。また、施策の展開を通じ、SDGsの達成にも寄与することを目指している。

表 3.2-39 「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」において示された計画目標

計画目標	実績（R5）	中間目標（R10）	目標（R12）
◎一般廃棄物の1人1日当たりの焼却処理量	741g	698g以下	681g以下
一般廃棄物の出口側の循環利用率	19.6%	22.0%以上	22.9%以上
一般廃棄物の最終処分率	9.3%	9.3%以下	9.3%以下
◎産業廃棄物最終処分場の残余年数	14.6年	9.5年以上	7.8年以上
産業廃棄物排出量	9,173千トン	9,225千トン以下	9,246千トン以下
産業廃棄物の出口側の循環利用率	47.9%	47.9%以上	47.9%以上
産業廃棄物の最終処分率	1.6%	1.8%以下	1.8%以下
不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合	30.6%（R6）	増加させる	増加させる

出典：「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」（2026年、新潟県）

※ ◎は重点目標とする。

表 3.2-40 「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」において示された推進される施策

基本理念	資源を大切にす循環型の地域社会の実現
資源循環の推進	3R推進に向けた啓発・県民運動の推進
	廃棄物の発生抑制、循環的利用の推進
	循環型社会ビジネスの促進
廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策	一般廃棄物の適正処理の推進
	産業廃棄物の適正処理の推進
	不法投棄対策の推進
廃棄物処理基盤・体制の整備	一般廃棄物の処理施設の整備
	産業廃棄物の処理基盤整備
	災害廃棄物の処理体制の整備

出典：「第4次新潟県資源循環型社会推進計画」（2026年、新潟県）

(d) 新潟県生物多様性地域計画

新潟県では、2017 年 3 月に、2028 年度までを計画期間として「新潟県生物多様性地域計画（2017-2028）」を策定し、「人と生きものが共生する魅力ある新潟県の創造」を基本理念に掲げ、施策を展開し、生物多様性の保全に向けた取組が行われている。

また、国際的には、生物多様性条約を基本とした生物多様性保全の取組が進み、2022 年 12 月には、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において生物多様性に係る新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、国において、この新たな世界目標に対応するための戦略として 2023 年 3 月に生物多様性国家戦略 2023-2030 を策定し、「2030 年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現する」ことが目標として掲げられた。

本県においても生物多様性基本法をはじめとした関係法令や生物多様性国家戦略の方向性を踏まえ、国や関係機関と一体となって取組を推進していくことが求められており、こうした生物多様性をめぐる国内外の動向を踏まえ、2025 年 3 月に「新潟県生物多様性地域計画（2017-2028）」は改定された。

「新潟県生物多様性地域計画」（2025 年、新潟県）における基本目標及び施策は、表 3.2-41 に示すとおりである。

表 3.2-41 新潟県生物多様性地域計画における基本目標及び施策

基本目標	施策
1. 豊かな自然環境と生物多様性の保全	■ 生態系の保全・再生 ■ 希少野生動植物への取組 ■ 外来種への対応 ■ 野生鳥獣の保護管理 ■ 地球温暖化・気候変動の影響への対応 ■ 生物多様性の保全に取り組む人づくり・社会づくり
2. 生物多様性の恵みによる生業とくらしの充実	
3. 生物多様性を育む社会づくりと継承	

出典：新潟県生物多様性地域計画（2025 年 3 月改定、新潟県）

(e) 新潟県自然環境保全条例

新潟県自然環境保全条例とは、自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定めることにより、当該地域の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

(f) 第 3 次新発田市環境基本計画

新発田市においては、2001 年に策定された新発田市環境基本条例に基づき、2003 年に「新発田市環境基本計画」が制定された。「新発田市環境基本計画」は新発田市における環境施策の基本的な計画であり、施策推進の指針となるものである。国・県の環境基本計画、新発田市まちづくり総合計画、及び市の関連計画との整合を図って策定されている。その後、「新発田市環境基本計画」は変化し続ける環境情勢に対応する必要があることから見直しを行い、2016 年 4 月に「新発田市環境基本計画（第 2 次）」が策定され、2026 年 3 月に「第 3 次新発田市環境基本計画」が策定された。

「第 3 次新発田市環境基本計画」の改定では、前計画の課題等を振り返り、環境保全の枠を超えて、地域の活性化や経済の発展にもつながる取組を通じ、市民一人ひとりのウェルビーイングの実現を目指すための改定が行われた。

「第 3 次新発田市環境基本計画」における目標、個別施策及び施策内容は、表 3.2-42 に示すとおりである。

「第 3 次新発田市環境基本計画」では、長期目標「脱炭素のまち」の実現に向けた市の取組として「再エネ・省エネの推進」を掲げており、施策内容として、「再生可能エネルギーの導入促進」を掲げている。

表 3.2-42(1) 「第3次新発田市環境基本計画」における目標、個別施策及び施策内容

望ましい環境像	長期目標	施策目標	個別施策	施策内容
未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた	資源循環のまち 快適に生活できるまち	(1) 自然環境の保全	①山岳地の保全	・地形の改変による自然災害の防止 ・森林の維持管理の実施 ・貴重な動植物の保護
			②里山の保全	・里山林における植林と維持管理（下草刈り、間伐など）の実施
			③農地の保全	・減農薬・減化学肥料の取組 ・有機資源の循環活用（食物残渣・家畜排泄物等） ・農業施設（用水路等）の多自然化への配慮 ・地産地消の推進
		(2) 生物多様性の保全	①野生動物との共生	・野生動物とのすみ分け（緩衝帯の設置） ・野生動物個体数の適正管理 ・有害鳥獣による被害防止に向けた体制整備 ・有害鳥獣に関する情報発信 ・有害鳥獣による農地・農作物被害との軽減
			②生物の生息環境の保全	・絶滅危惧種をはじめとする動植物の保護及び回復 ・外来種やペットの自然界への放出の防止 ・動植物生息・生育状況の調査の実施
	脱炭素のまち 魅力的で心豊かに暮らせるまち	(1) 再エネ・省エネの推進	①再生可能エネルギーの導入促進	・再生可能エネルギーの導入に向けた普及啓発 ・太陽光発電設備や蓄電池などの導入促進 ・太陽光以外の再生可能エネルギーの導入促進 ・再生可能エネルギーの活用に向けた取組の推進
			②省エネルギーの導入推進	・省エネルギーにつながる行動等の普及・啓発 ・省エネルギー設備等の導入促進 ・建築物の省エネルギー化の推進 ・環境にやさしいエネルギーへの転換の促進
			③環境と調和したまちの形成	・持続可能な都市とエネルギーシステムの構築に向けた検討 ・環境にやさしい公共交通体系の整備 ・次世代自動車等の普及促進 ・緑地の保全と緑化の推進
			④自然資源等を活用した吸収源対策	・森林資源の適切な管理及び森林整備 ・カーボンオフセットの活用に向けた取組の推進
		(2) 気候変動への適応	①農業・林業への対策	・農業施設の強靱化と長寿命化 ・野生鳥獣による農作物被害の軽減
			②自然災害への対策	・水害・土砂災害リスクの低減 ・雪害への対応力の向上 ・情報の活用による災害対応力の向上 ・市民の防災意識と地域防災力の向上
			③熱中症等対策	・気象リスクに対応した健康被害の予防と情報発信 ・都市の緑地保全による暑さ対策
	資源循環のまち	(1) ごみの減量・資源循環	①ごみの発生抑制（リデュース）	・ごみの発生抑制の普及・啓発 ・適正なごみの分別の推進
			②再利用の推進（リユース）	・再利用に関する普及・啓発 ・再利用製品の利用促進
			③再資源の推進（リサイクル）	・再資源化に関する普及・啓発 ・分別収集の徹底 ・資源ごみの回収機会の確保 ・有機資源の再資源化の推進 ・プラスチックなどのリサイクルシステムの構築の検討

表 3.2-42(2) 「第3次新発田市環境基本計画」における目標、個別施策及び施策内容

望ましい環境像	長期目標	施策目標	個別施策	施策内容
未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた	資源循環のまち	(2) ごみの適正処理の推進	①環境に配慮した消費行動の推進	・環境配慮型ライフスタイルや消費行動の普及・啓発 ・環境教育・情報提供による意識の醸成 ・地域でのごみ出しの適正化、事業所周辺でのごみ散乱防止の推進
			②不法投棄の防止	・不法投棄に関する市民・事業者への普及・啓発 ・財政負担、環境負荷等の見える化 ・関係機関との連携による違反者への指導等の徹底 ・不法投棄防止のための監視・啓発 ・不法投棄ごみの早期発見・早期回収 ・大クリーン作戦の開催及び各団体の環境美化活動支援
	快適に生活できるまち	(1) 大気環境の保全	①きれいな空気の確保	・大気汚染の監視・情報伝達 ・工場・事業所等に対する規制・指導 ・公共交通機関の利用促進 ・次世代自動車等の普及促進
			②フロン類の適正な管理	・フロン類の適正管理の指導・啓発
			③悪臭防止対策の実施	・野焼きの防止 ・工場・事業所等に対する規制・指導
		(2) 水環境の保全	①河川等の水質保全	・水質汚濁の監視（河川等の水質検査）・情報伝達 ・工場・事業所等に対する規制・指導
			②下水道・合併浄化槽の整備	・下水道の整備 ・合併浄化槽の設置 ・下水道接続・合併浄化槽設置に向けた普及・啓発
		(3) 地盤環境の保全	①地下水利用の適正化	・地盤沈下の調査
			②汚染のない地下水と土壌の確保	・土壌汚染の監視 ・工場・事業所等への指導 ・地下水汚染に対する安全対策
		(4) 騒音と振動の防止	①自動車交通や工場等の騒音・振動の防止	・騒音・振動の監視 ・工事・事業所等に対する規制・指導 ・工場・事業所等に対する規制・指導 ・環境にやさしい公共交通体系の構築の検討
	魅力的で心豊かに暮らせるまち	(1) 身近な環境の保全	①身近な緑の保全	・都市景観と調和した街路樹や緑の多い公園等の整備 ・工業地域における緑地帯の整備 ・公共施設・市有地における緑化と管理
			②水辺環境の保全	・水辺環境の保全と良好な河川環境を推進するための関係機関・団体との連携
			③環境美化の推進	・環境美化に対する意識啓発 ・空き地・空き家の適正管理
		(2) 魅力的なまちの創造	①文化財の保護と歴史的景観の保全	・歴史的建造物や史跡の保護 ・歴史的建造物や史跡と調和のとれた景観の整備 ・歴史的街並みの保護と整備 ・歴史的街並みを活用した城下町らしさの演出
			②環境にやさしい観光地づくり	・グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進
		(3) 環境意識の醸成	①普及・啓発活動の推進	・情報発信と行動指針の周知 ・参加型イベントと啓発活動 ・啓発ツール・コンテンツの活用
			②環境教育の推進	・学校教育との連携による環境学習の充実 ・幅広い世代に対する環境教育の機会の確保
			③市民、環境団体、事業者等の取組の推進	・主体的な環境活動への支援 ・協働による地域の環境保全活動の推進 ・市の環境の取組への参画の促進

出典：「新発田市環境基本計画(第3次)」(2026年、新発田市)

(g) 新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略

「新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略」は、2050 年における温室効果ガス排出量ゼロ（ゼロカーボン）の実現に向けた脱炭素シナリオと、これを達成した状態である将来ビジョンをとりまとめた中長期ビジョンであり、ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギーの導入に関する施策を実施する上で基本的な考え方となるものである。

本戦略では脱炭素シナリオとして、ゼロカーボンシティの実現に向けた温室効果ガス排出量の将来推計を行うとともに、その達成に必要な再生可能エネルギーの導入目標を設定し、脱炭素シナリオの実現に向けて実施すべき具体的な施策については、「新発田市地球温暖化対策実行計画」で決めていくものの、本市の地域特性を踏まえて実施していくとされている。本戦略に定められた将来ビジョン達成に向けた3つのポイントである「省エネ対策による快適な住環境の推進」、「再生可能エネルギーの利用促進」及び「資源循環型社会の促進」についての地域特性及び想定される施策は、表 3.2-43 に示すとおりである。

新発田市では、「再生可能エネルギーの利用促進」において「営農型太陽光発電の推進」が想定される施策に掲げられている。

表 3.2-43 (1) 将来ビジョン達成のための地域特性及び想定される施策

項目	地域特性（地域資源・地域課題等）	想定される施策
省エネ対策による 快適な住環境の推 進	(1) 部門別の温室効果ガス排出量は、産業部門が最も多く、排出量削減の取組が特に必要である。	【省エネ性能の高い設備・機器等の導入促進】 高効率空調、高効率産業ヒートポンプ、高効率照明、高性能ボイラ、コージェネレーション（熱電併給） ^{注1} 等の普及啓発や導入支援
	(2) 新潟県全体と比較して農業が盛んな地域となっている。	【施設園芸設備や農業機械における省エネ設備・機器等の導入促進】 施設園芸における省エネ設備や農業機械の省エネ使用等の普及啓発や導入支援
	(3) 建物の安全性向上に向けて、住宅の耐震化の推進を図っていくことが必要である。	【住宅・建築物の省エネ化の推進】 住宅や建築物の ZEH ^{注2} （ゼロ・エネルギー・ハウス）化や ZEB ^{注2} （ゼロ・エネルギー・ビル）化の普及啓発や導入支援
	(4) 公共施設の老朽化が進んでおり、公共施設等総合管理計画等に基づき計画的な整備・更新を行っていく必要がある。	
	(5) 典型的な日本海側の気候となっており、冬季の暖房や除雪にかかるエネルギー消費が多くなっている。	【再エネ熱（地中熱・下水熱など）利用の推進】 地中熱や下水熱など再エネ熱を利用した空調機器や融雪システム等の普及啓発や導入支援
	(6) 人口は減少しているものの世帯数は増加している。	【家庭部門における高効率省エネ機器の普及促進】 高効率給湯器や高効率照明等の普及啓発や導入支援
	(7) 交通手段の中心が自家用車であり、運輸部門における排出量削減の取組が必要である。	【次世代自動車の普及促進】 次世代自動車 ^{注3} の普及啓発や導入支援に合わせ、充電設備などインフラ整備の推進
	(8) 人口減少や少子高齢化等を背景に、市街地の空洞化が進行しており、都市機能が集積した集約型の都市構造が求められている。	【脱炭素型まちづくりの推進】 集約型都市構造 ^{注4} に転換することで、中心市街地の賑わい創生とエネルギー利用の効率化を図る

注1 コージェネレーション（熱電併給）：天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収し、利用するシステムのこと。

注2 ZEH、ZEB：快適な室内環境を実現しながら、建物（ZEB）または住宅（ZEH）で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物（ZEB）または住宅（ZEH）のこと。

注3 次世代自動車：二酸化炭素や窒素酸化物、粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

注4 集約型都市構造：従来の拡散型都市構造とは異なり、基幹的な公共交通沿いに集約拠点が形成された、都心部へのアクセス性が高い都市構造のこと。

出典：「新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略」（2023 年、新発田市）

表 3.2-43 (2) 将来ビジョン達成のための地域特性及び想定される施策

項目	地域特性（地域資源・地域課題等）	想定される施策
再生可能エネルギーの利用促進	(1) エネルギー調達の多くを市外に依存しており、エネルギー収支の赤字割合は全国と比べて高く、エネルギー収支の改善が必要である。	【地産エネルギーの利用拡大】 再生可能エネルギー導入の促進を図り、エネルギー利用料の域内還流によるエネルギー収支の改善と地域経済の成長につなげるなどのグリーン・トランスフォーメーション(GX) ^{注5} の推進
	(2) 市の面積の約6割を森林が占めており、森林資源を有効活用が必要である。	【未利用バイオマスの活用促進】 間伐材や食品残渣などの未利用バイオマスを活用したバイオマス発電の推進
	(3) 製造業の製造品出荷額の5割以上を食料品製造業が占めるなど食料品製造業が盛んな地域となっている。	
	(4) 農業が盛んな地域であるものの、米消費の減退等により米価が低迷する中で、農家数の減少、高齢化、担い手不足が深刻化しており、農業経営の改善が必要である。	【営農型太陽光発電の推進】 営農型太陽光発電 ^{注6} により、作物の販売収入と売電による継続的な収入、発電電力の自家利用等による農業経営の改善
	(5) 本市では過去に地震や豪雨による大災害に見舞われており、地域防災力の向上が必要である。	【再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステム等の構築】 再生可能エネルギーを活用した自律分散型エネルギー ^{注7} システムの構築や地域マイクログリッド ^{注8} の構築等による地域の脱炭素化と地域防災力の向上
	(6) 高齢化が一層進行することが見込まれる中、自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生等の交通弱者の移動手段の充実を図っていくことが必要である。	【脱炭素型の地域交通モデルの構築】 新たな地域モビリティ（グリーン・スローモビリティ ^{注9} 、LRT ^{注10} ・BRT ^{注11} 等）の導入など、再生可能エネルギーを活用し脱炭素化された地域の公共交通の構築検討

注5 グリーン・トランスフォーメーション(GX)：2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取り組みを経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の改革のこと。

注6 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）：農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。

注7 分散型エネルギー：比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念のこと。分散型エネルギーとして再生可能エネルギーを活用することで脱炭素化につながるとともに、災害時に主要系統が利用できない場合には、分散型電源を独立して利用することで電力供給が維持されることから、レジリエンスの強化にも寄与することが期待される。

注8 地域マイクログリッド：特定の地域内において電力の発電から供給まで行われる、エネルギーの地産地消のできるシステムのこと。

注9 グリーン・スローモビリティ：時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称のこと。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

注10 LRT（Light Rail Transit）：低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システムのこと。

注11 BRT（Bus Rapid Transit）：連節バス、PTPS（公共車両優先システム）、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。

出典：「新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略」（2023年、新発田市）

表 3.2-43 (3) 将来ビジョン達成のための地域特性及び想定される施策

項目	地域特性（地域資源・地域課題等）	想定される施策
資源循環型社会の促進	(1) 市の面積の約6割を占める森林は温室効果ガスの吸収源として重要な役割を担っており、引き続き適切な維持管理・保全対策を行っていくことが必要である。	【森林の適正な維持管理・活用】 森林の適切な維持管理、森林資源の有効活用や森林や里山の整備を通じた市民の健康と憩いの場として活用
	(2) 本市は新潟広域都市圏や新発田地域広域構成自治体等の一つであり、ゼロカーボンシティ ^{注12} の実現に向けて、近隣自治体とも連携を図りながら取組の推進を図っていくことが必要である。	【広域連携による地域脱炭素の推進】 「地域循環共生圏」の創造に向けて新潟広域都市圏や新発田地域広域構成自治体等との連携強化による地域脱炭素の推進
	(3) 農業が盛んな地域であるものの、米消費の減退等により米価が低迷する中で、農家数の減少、高齢化、担い手不足が深刻化しており、農業経営の改善が必要である。（再掲）	【バイオマスプラスチックの利用促進】 米(非食用)を活用したバイオマスプラスチック ^{注13} 製品の普及促進
	(4) マイクロプラスチック ^{注14} による海洋汚染の低減のため、プラスチックの使用削減や再資源化の検討が必要である。	
	(5) 市の事業系ごみの一人当たりのごみの排出量は県平均を大きく超えており、家庭系ごみの減量化に加え、事業系ごみの減量化に一層取り組む必要がある。	【廃棄物焼却量の削減】 3R活動を推進し、ごみの排出量の抑制による環境負荷の低減の推進
	(6) 本市は新潟県内で4番目に人口が多く、地域脱炭素の実現に向けては市民一人ひとりの意識の向上や行動変容が重要である。	【市民・事業者の行動変容にむけた取組の推進】 市民・事業者等の自発的な取組の拡大・定着に向けて、「ゼロカーボンアクション30 ^{注15} 」など地域脱炭素に向けた取組の周知・啓発

注12 ゼロカーボンシティ：脱炭素社会に向けて、2050年まで二酸化炭素の排出実質ゼロをすることを目指す地方自治体のこと。

注13 バイオマスプラスチック：植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

注14 マイクロプラスチック：微細なプラスチックごみの総称で、5ミリメートル以下のもののこと。

注15 ゼロカーボンアクション30：国・地方脱炭素実現会議が「地域脱炭素ロードマップ」にて、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた工程と具体策を示したもの。

出典：「新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略」2023年、新発田市

(h) 新発田市地球温暖化対策実行計画

新発田市でも、国の目標と歩調を合わせ、2021年6月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、2023年3月、2050年を見据えた将来ビジョンと脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標などを定めた、「新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略」の策定をはじめ、地球温暖化対策の実効性をさらに高めるため、「新発田市地球温暖化対策実行計画」が策定され、市民・事業者・本市がこれまで以上に連携・協働して、快適で豊かな生活と脱炭素が調和した取組が推進され、地域の持続的発展と経済の活性化が図られている。

また、2050年の目標達成を実現する中間点として、本計画では中間目標として2030年までに温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減することとしている。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条で定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定するものであり、市域全体の温室効果ガス排出量削減を目的とした「区域施策編」に合わせて、本市の事務事業における温室効果ガス排出量削減に取り組むこれまでの事務事業編「新発田市環境保全率先実行計画～エコシフト21」を統合している。また、気候変動適応法第12条に基づく地球温暖化の影響による気候変動の将来予測を踏まえ、今後想定されるいかなる自然災害に対しても、被害を回避・最小化し、被害から迅速に復旧できる適応策を盛り込んだ計画としている。

「新発田市地球温暖化対策実行計画」における目標、取組の方向性及び取組は、表 3.2-44 に示すとおりである。

新発田市では、「太陽光エネルギーの導入促進」が取組の方向性に掲げられている。

表 3.2-44 (1) 「新発田市地球温暖化対策実行計画」における目標、取組の方向性及び取組

No.	基本目標	取組の方向性	市が推進する取組
1	地球にやさしいエネルギーをつくる	① 太陽光エネルギーの導入促進	■ 住宅・事業所における太陽光発電設備や蓄電池などの導入を支援する。 ■ 事業所や工場への太陽光発電設備の設置や増設を働きかけるとともに、PPA 事業の推進などにより、産業部門全体の創エネの取組を推進する。 ■ 農地等を有効活用した営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の導入を検討する。 ■ 新発田市公共施設等総合管理計画や長寿命化計画に基づき、市が所有する公共施設等の更新や新設に合わせて、太陽光発電設備や蓄電池などの計画的な導入を進める。 ■ 市民・事業者への再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、市や国・県等の補助事業に関する情報提供を行う。
		② その他の再生可能エネルギーの導入促進	■ 事業者の地域資源のエネルギー利用を目的とした木質バイオマス活用に向けた取組を支援する。 ■ 事業者による小水力発電や陸上風力発電設備の設置や、再生可能エネルギー熱（地中熱など）の利用を支援し促進する。
2	エネルギーを賢く使う	① 環境に配慮した行動・企業活動の推進	■ 脱炭素に貢献する製品への買換え、サービスの利用、脱炭素につながる新しい暮らしを促す「デコ活」への賛同・参加を推進するとともに、地球温暖化対策への取組を強化するため、身近な行動がエコにつながる「にいがたゼロチャレ 30」の周知・啓発を行う。 ■ 宅配ボックスの設置や置き配の活用を促進し、再配達削減を推進する。 ■ つる性の植物を窓辺に育てることで日差しを遮り、空調の負荷を軽減できる効果のある「グリーンカーテン」の普及啓発に努める。 ■ 中小規模事業者を対象に環境セミナーの実施や省エネ診断、金融機関による環境配慮型融資など環境経営支援に関する情報提供を行う。 ■ 燃料消費量や温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化防止につなげる心掛けや運転技術による「エコドライブ」の普及・啓発を行う。
		② 省エネルギー機器への転換	■ 住宅へのエアコン、冷蔵庫、給湯器等の機器を省エネルギー性能の高い機器への買換えの普及・啓発を図るとともに、エネルギーや温室効果ガス削減効果などの情報提供を行う。 ■ 事業所への省エネ診断を活用した高効率設備（空調、産業ヒートポンプ、照明、高性能ボイラ、コージェネレーション、省エネルギー性能の高い機器）への買換えの普及・啓発を図るとともに、エネルギーや温室効果ガス削減効果などの情報提供を行う。 ■ 施設園芸における省エネルギー設備の導入を促進し、省石油型・脱石油型施設や農業機械の省エネルギー使用を推進する。 ■ 市が所有する公共施設等における LED 照明や高効率設備への更新を進める。
		③ 建築物の省エネルギー化の推進	■ 新築住宅の ZEH 化・ZEH-M 化、省エネルギー、断熱住宅への改修や HEMS の導入を促進する。 ■ 新築建築物の ZEB 化、省エネルギー、断熱改修や BEMS の導入を促進する。 ■ 市が所有する公共施設等の新築・大規模改修の際は、原則、ZEB Ready 以上を目指して取組を進める。
		④ 環境にやさしいエネルギーへの転換	■ J-クレジットの購入、グリーン電力証書や非化石証書付電力の利用を促進するとともに、市が所有する公共施設等の電力調達におけるグリーン契約（環境配慮契約）の実施と再生可能エネルギー比率の高い電力調達の検討を進める。 ■ 石炭・重油からガスなどの温室効果ガス排出量が少ないエネルギーへの転換を促進する。 ■ 化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの移行を推進する。 ■ 新潟広域都市圏や本市を中心とする定住自立圏における連携を強化し、圏域での脱炭素を推進する。

出典：「新発田市地球温暖化対策実行計画」（2023 年、新発田市）

表 3.2-44 (2)「新発田市地球温暖化対策実行計画」における目標、取組の方向性及び取組

No.	基本目標	取組の方向性	市が推進する取組
3	脱炭素のまちをつくる	① 環境にやさしいまちづくりの推進	■ 再生可能エネルギーによる災害に強いまちづくりを目指して、自立・分散型エネルギーシステムの導入に向けた検討を進める。 ■ 無秩序な市街地の拡散を抑制し、計画的に整備してきた道路や公園などを最大限に活用し、環境負荷の低減を図る。 ■ 防犯灯や道路街路灯、公園照明灯を LED 照明に替えることで温室効果ガス削減を図る。
		② 交通手段の脱炭素化の推進	■ ノーマイカーデーなどの周知・啓発により、公共交通利用のきっかけをつくり、自家用車から公共交通機関や自転車への利用を促すとともに、環境負荷の低減を図る。 ■ 自家用車から公共交通への転換を促進するため、コミュニティバス等の利便性向上に取り組む。 ■ 環境負荷の少ない自転車利用を促進するため、シェアサイクルの導入検討を進める。
		③ 次世代自動車等の普及促進	■ 自家用車や商用車、公用車、コミュニティバスを電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）の環境にやさしい次世代自動車への移行を促進する。 ■ 次世代自動車の充電設備などのインフラ整備を推進する。 ■ 輸送車両の脱炭素化を促進する。
		④ 森林の整備・保全の推進	■ 地元産の木材利用を進めるとともに、森林資源を適切に管理し間伐等の森林整備により二酸化炭素吸収を進める。
		⑤ 緑地の保全と緑化の推進	■ 農地土壌中の炭素貯蓄量の増加に資する環境保全型農業を推進する。 ■ 街路樹や公園、緑地などの自然資源を保全し、二酸化炭素吸収の長期的・継続的な促進を図る。
4	資源を循環させる	① 3R の推進	■ ごみの発生抑制の啓発を行い、家庭系ごみ・事業系ごみのさらなる減量化に向けて取組を推進する。 ■ 事業所への適正なごみの分別指導とリサイクルに向けた取組を推進する。 ■ 家庭や事業所で使わなくなった、又は買換えにより不要になった製品のリユースを促進するため、リユース事業者等の活用による市民・事業者のリユース行動を促進する。 ■ ごみの再資源化の啓発や資源物（古紙・缶・ペットボトル）の分別徹底、生ごみ再資源化の取組を促進する。 ■ 有機資源センターの安定的な運営による畜産排せつ物・生ごみ・食品残渣の堆肥化を推進する。 ■ 環境に配慮した「グリーン購入」に関する普及啓発を進める。
		② プラスチックごみの削減	■ 過剰包装を廃止し、簡易包装の選択を促進する。 ■ プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを促進する。 ■ 事業者と連携し、廃プラスチックのリサイクル活用を推進する。 ■ バイオマスプラスチック製品の普及を促進する。 ■ 海の生態系の環境汚染の要因とされるプラスチックごみ問題に関する情報提供を行う。
		③ 地産地消の推進と食品ロスの削減	■ 地産地消を進めるため、地域での生産振興を図るとともに、地場産農産物や加工品の利用を推進する。 ■ 賞味・消費期限の迫った商品や、まだ素材として利用できる規格外野菜等の活用など無駄のない食材の購入による食品ロスの削減につながる取組を推進する。

出典：「新発田市地球温暖化対策実行計画」（2023 年、新発田市）

表 3.2-44 (3)「新発田市地球温暖化対策実行計画」における目標、取組の方向性及び取組

No.	基本目標	取組の方向性	市が推進する取組
5	みんなで知る・学ぶ・協力する	① 環境教育・環境学習の推進	■ 事業者等と協力・連携して、様々なイベントや学習機会を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代への地球温暖化や SDGs に関する環境学習の普及啓発を図る。 ■ 学校・地域・事業者等と連携して、地域特性を活かして、幼児・学校教育において、地球温暖化や SDGs に関する環境教育・環境学習の充実に努める。 ■ 環境教育に積極的に取り組めるよう、地球温暖化防止活動推進員等の人材育成・確保に努める。 ■ 海洋生態系に影響を及ぼすマイクロプラスチックによる海洋汚染の啓発を推進する。 ■ 事業者や高校・大学等と連携した地球温暖化対策に資する取り組みを検討し推進する。
		② 環境情報の提供	■ 環境に関する情報や、地球温暖化の危機的状況から社会にもたらす悪影響について情報提供を行い、市民・事業者の理解と実践行動を促進する。 ■ 再生可能エネルギー電力メニューへの切替えに関する情報提供を通じて、脱炭素な電気への移行を促進する。 ■ 環境配慮型製品やサービスについて情報提供することで、市民の認知度や購買意欲の向上を促進する。
6	気候の変化に適応する	① 農林業分野の適応	■ (水稲) 気象変動に対応した的確な水稲の栽培管理などの取組を推進する。 ■ (園芸作物) 高温により品質低下が起こりにくい品種の普及や防霜技術の検討を進める。 ■ (畜産) 暑熱対策など適切な家畜の飼育環境の確保に努める。 ■ (農業生産基盤) 排水施設や排水路の整備など施設の機能強化・長寿命化などの湛水被害防止対策に取り組む。また、野生鳥獣による農産物被害の減少に取り組む。
		② 水環境、自然生態系の適応	■ 良好な水環境を保全するため、定期的な河川の水質調査を行い、現況把握に努める。 ■ 水環境の保全により、生態系の保全・再生に努める。 ■ 温暖化に伴う植生の変化や動植物への影響について注視し、生態系保全に取り組む。
		③ 自然災害分野の適応	■ 水害発生リスクの低減を図るため、河川や雨水幹線の整備、河川内の堆積土砂等の撤去に取り組む。 ■ 森林の適切な維持・管理を通じて森林の有する多面的機能を高め、土砂災害防止や水資源の貯留機能を高める。 ■ 新発田市ハザードマップやため池マップを市民へ周知するとともに、自治会や自主防災組織ごと緊急連絡網の整備や一人ひとりのマイ・タイムラインの作成により緊急時の避難行動につなげるソフト対策を推進する。 ■ 安全で円滑な冬期道路交通の確保のため、道路の除排雪、消融雪施設の維持・保全に取り組む。また、除雪の事故防止のために、屋根の雪下ろしや除排雪などについて高齢者向けに啓発活動に努める。 ■ 大規模な被害が予想される場合の気象情報や大雨時に必要な情報提供を行う。
		④ 健康、生活分野の適応	■ 気温が高くなる時期やその前に熱中症警戒アラート等に基づき、市民・事業者への適切な注意喚起及び熱中症に関する啓発を行う。 ■ 気候変動に伴う病害虫の分布拡大により感染症リスクの情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努める。 ■ 生活環境に影響する地球温暖化やヒートアイランド現象を緑地等の維持・保全により緩和に努める。

出典：「新発田市地球温暖化対策実行計画」（2023 年、新発田市）